

会 議 録 目 次

平成 27 年第 7 回海田町議会定例会（第 2 日目）

平成 27 年 12 月 3 日（木）午前 9 時 00 分開議

日 程 第 1	一 般 質 問		
	○大江康子議員	3	
	○宮坂二郎議員	12	
	○崎本広美議員	18	
	○岡田良訓議員	25	
	○宗像啓之議員	35	
	○前田勝男議員	40	
日 程 第 2	第 53 号議案	海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について	45
日 程 第 3	第 54 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	48
日 程 第 4	第 55 号議案	海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	51
日 程 第 5	第 56 号議案	平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）	56
日 程 第 6	第 57 号議案	平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	68
日 程 第 7	第 58 号議案	平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	69
日 程 第 8	第 59 号議案	平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	71
日 程 第 9	第 60 号議案	平成 27 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）	72
日 程 第 10	発議第 13 号	海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を廃止する条例の制定について	74
日 程 第 11	発議第 14 号	広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性についての意見書案	80
日 程 第 12	発議第 15 号	ウイルス性肝炎患者内対する医療費助成の拡充を求める意見書案	83
	（閉 会）		84

平成27年第7回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成27年12月2日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月3日 (木) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |         |
|---------------------|---|---------|
| 町                   | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町                 | 長 | 三 宅 信 行 |
| 総 務 部               | 長 | 臼 井 真   |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司 |
| 企 画 部 次             | 長 | 門 前 誠 司 |
| 総 務 部 次             | 長 | 丹 羽 勤   |
| 財 政 課               | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課               | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課               | 長 | 近 森 茂   |
| 住 民 課               | 長 | 吉 本 真 人 |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課           | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 保 健 セ ン タ ー 所       | 長 | 森 原 知 美 |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 早 稲 田 誠 |
| 教 育                 | 長 | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次               | 長 | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 中 川 修 治 |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 収 税 対 策 室           | 長 | 松 井 良 哲 |
| 町 民 サ ー ビ ス 室       | 長 | 松 浦 邦 彦 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 下 義 博
主 任 主 事 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日 程 第 1    一 般 質 問

日 程 第 2    第 53 号議案    海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 3    第 54 号議案    海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 4    第 55 号議案    海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日 程 第 5    第 56 号議案    平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）

日 程 第 6    第 57 号議案    平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 7    第 58 号議案    平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 8    第 59 号議案    平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 9    第 60 号議案    平成 27 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 10    発議第 13 号    海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を廃止する条例の制定について

日 程 第 11    発議第 14 号    広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性についての意見書案

日 程 第 12    発議第 15 号    ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）みなさんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 12 に至る各議案でございます。日程第 1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。3 番、大江議員。

○3 番（大江）3 番、大江です。今日は 2 点について質問させていただきます。1 点目、

国信橋北詰交差点工事。以前より、国信橋北詰のエブリイ側の橋の形態や周辺道路の改良について何度か質問してきましたが、答弁は毎回ほとんど同じで、県と警察が協議中で、県に早急に改善していただくように、引き続き要望していくとのことでした。しかしこの４月、県より国信橋北詰交差点の交差点計画図が建設課に示され、建設委員会で説明がありました。工期などの説明はありませんでしたが、国信橋北詰交差点の計画図の完成図が出されて、すでに７か月経っています。子どもの安全性や自転車のルール改正、今のエブリイ前の混雑状態を見ると、事故が起こる前に、早急に取りかかってもらいたい工事だと思うのですが、町としてどのように思っているのでしょうか。特に４月に県が国信橋北詰交差点の完成形設計図を出されてから７か月余りの月日が経っています。１、この７か月余り、県や警察に対し、町としてどのように働きかけてきたのですか。２、町として、今後この国信橋北詰交差点計画の早期実現のため、県、警察にどのように働きかけていくのですか。大きく２点目、行事時における公共施設や指定管理の施設の開館時間。町では年間を通じて、いろいろな行事が行われています。朝早くから夕方までボランティアの方の力で賑わっています。ボランティアの方のおかげで成り立っていると言っても過言ではないと思います。まさに協働のまちづくりです。しかし、行事で使用する施設等は町の公共施設や指定管理の施設がほとんどです。そのために、開館時間が役場と同じような体制で運営されています。先日、公民館まつりの準備をするボランティアの方が少し早く入館してくれとお願いし、初めはだめと断られたようですが、交渉の末、関係者だけ早めに入館させてもらえたそうです。行事の中身によっては、前日できるものや当日でないと難しいものなどがあるのではないかと思います。そこで、お尋ねします。１、現在、町の行事があるときの公共施設や指定管理の施設の開館時間はどのようになっていますか。２、町が主体で行う行事とそうでない公民館生が主体になって行う行事の開館時間の扱いは。３点目、行事前に準備に必要な場合、関係者だけの早めの入館を許可することについて、以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）おはようございます。大江議員の質問に答弁いたします。国信橋北詰交差点工事についての質問でございますが、１点目については、機会をとらえて早期の工事着手を要望するとともに、現在の状況や今後の計画予定について随時確認をしております。なお、警察との協議を終え、今年度中に設計に着手すると伺っております。２点目につきましては、引き続き道路管理者である広島県に早期の工事着手を要望しています。

続きまして、行事時における公共施設の指定管理の施設の開館時間についての質問でございますが、1点目については、施設管理条例で定めた時間で開館しております。2点目につきましては、開館時間の違いはありません。3点目につきましては、状況により、柔軟に対応させていただいております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）現在の状況や今後の計画について随時確認をしておりますとありますが、警察との協議は平成27年3月の時点にはもうすでに終わられています。そしてそれからすでにもう7か月経っています。その後、西部建設事務所の方のを見ましたら、町として県の方に動きが見られないんですけども、この3月以降、4月の建設の設計完成形が出されてから、どのように動かれています。随時動かれているという、お書きになってますけども。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）3月に警察との協議が終わりましたので、その案を県の方からいただきました。4月に建設産業委員会でご説明をさせていただきました。その後6月に西部建設事務所で27年度の事業説明会というのがございましたが、その中で、国信北詰交差点の改良についても、早期の工事着手を要望いたしまして、その際には今年度、工法検討のための設計を行い、28年度の工事着手を目標に進めて参りたいという回答をいただいております。その後、9月にその状況、引き続いての状況をお伺いしたところ、当初は予定をしておったんですけども、設計業務を行うのが予算的に非常に難しいという中間的な確認をとっております。その後に、先月になると思うんですけども、県の方から予算の確保のめどが立ったので、今年度設計実施したいというふうに伺っております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）予算の確保が立ったので、今年度に設計っていうことは、平成28年の3月までに、これが、設計が完成するということでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）年明けに契約をいたしまして、今年度工期で業務委託を発注したいと伺っております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今年度工期で発注ってことは設計が出て、工期の方の一応予定とかいうの

はこちらの方でお分かりでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）年度末までというお話は伺っておりますが具体的な日にちについては、申し訳ございませんが確認をとっております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）この7か月の間に、6月に説明会があつて要望したということですが、こちらの方から積極的に何度も何度もお願いしますというような動きが見られてないような気がするんですが、県からの報告待ちってというような形が見受けられるんですか、その点はどうなんでしょうか。ちょっとお答えください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）6月の事業説明会のときに正式に文書という形で要望書を出させていただいて、その回答をいただいております。その後、私が西部建設事務所に出向いた際に担当課の方と口頭で状況については何度かお伺いはしておりました。その中で、6月の事業説明会で回答いただいたように、今年度実施する予定だということは、確認をとったんですけれども、9月になって、担当課長の方からちょっと予算的な状況が変わって、一旦は難しいというご連絡をいただいた。ですから正式な文書での要望というのはないんですけれども、私の方で西部建設事務所に出向いた際には、機会を捉えてですね、口頭では状況の確認をさせていただいてたものでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）ここの北詰の問題は平成25年、もう既に2年以上経っております。その当時から出ております。そういう大きな問題を行つたついでにっていうふうに受け取ったんですけれども、やはりこれは文書の要望で何度も何度もした方が形として残って、向こうは早急にかからないといけないっていうふうな思いになるんじゃないかと思うんですけど、その点、結果的に口頭でっていうことはやはり形残らない。これはやはり町としては文書で必ず県の方に要望していくっていう形をとるのが本当ではないか思うんですがいかがですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）6月の西部建設事務所説明の際に文書を提出して、今年度実施するという回答いただいておりますので、それに重ねるような形で、ちょっと要望するというのは難しいというふうに考えておりましたので、確かに形には残らない形ではござい

したが、状況の方は確認をさせていただいたというものでございます。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今、建設課長の方もですね、いろいろ答弁さしていただきましたが、今後の引き続いてですね1日も早い事業着手に向けてですね、私どもの方もですね、積極的に要望して参りたいという具合に考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）次に、公民館、この施設の関係なんです、先程、設置管理条例で開館しておりますと書いておりますが、それぞれの時間、開館時間ですね、指定管理、それから、公民館と、すいません、参考までに教えてください。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）はい、議員さんご指摘のですね、公民館の開館時間でございますが、海田公民館の方は開館時間は月曜日から土曜日までは9時から夜の9時半まで、日曜日、休日は9時から17時まで、町立図書館の火曜日、金曜日、9時半から19時まで、土日祝日が9時半から17時まで、ふるさと館の方が火、金の間で、9時から17時まで、研修室のみなんです、貸し出しを行っておりますので、9時から21時30分まで。いうような形になっております。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）ひまわりプラザ、町民センターにつきましては、9時から21時30分までが開館時間となっております。また児童館につきましては、9時から17時15分までが開館時間でございます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）福祉センターにつきましては、開館時間は9時から21時30分まででございます。

（「まだあるじゃろ」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、海田総合公園の有料施設に関しましては、9時から21時でございます。

（「シルバープラザは」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）失礼致しました。シルバープラザは9時から21時30分ござい

ます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）公共施設ですので、学校関係もお願いします。土日の。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）目的外使用でいいですとですね、平日もそうなんです、学校も17時よりですね、9時半までというふうな形で貸し出しを行っております。21時です、申し訳ございません。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）設置管理条例で決めた時間とほとんど9時ですね。それから、状況により、柔軟に対応って書いてありますが、これは今9時開館、全てが9時開館ですが、これを柔軟対応っていうのは、それぞれの施設でまちまちですか、それともどのくらいまでが柔軟な許容範囲とみなしていращやるか、お聞きします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）それぞれの施設の職員が常駐しているところ、していないところ、そういったような部分もありますから、それぞれの施設ごとで柔軟に対応するということでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）町職員とかですね、ここに書いてますけども、町職員が主体となった行事のときは朝早くから7時半から職員が、行事の方の関係で出て準備をしてるっていうこととありますが、今おっしゃったように、それぞれの施設っていうことで、例えば土日でシルバーさんが勤務に入られて、土曜日、日曜日入るところもあります、入らないところもありますが、そのシルバーさんが入られる場合においての、例えばその許容範囲っていうのは、それはどのようにお伝えしているかを知りたいんですけど。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これも逆にいうとシルバーの方に早く来ていただく訳にいかない場合には職員が対応できれば職員が早く出て開錠、鍵を早く開けるということもできますけども、ですからそういう意味で、それぞれの施設において柔軟に対応するということ、シルバーの方にはあくまでもそのシルバーの方の勤務時間に来ていただくという形になりますので、その部分については、職員が出てやるかどうかとかそういうようなところを考えて、柔軟に対応するということでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）例えばですね、今柔軟に対応とおっしゃいましたけども、その方法として、当日に例えば、一つの例ですね、当日に、今の方法としては、事前に予約をされるときに、少し早く開けてくださいという方法を取ってるのか、当日、今日準備があるけ、ちょっと早よ入れさしてくれんかとか、そういう、その対応もあるかと思うんですが、そのところはどのように取り決めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）各施設ごとに少しローカルルール的なところはあるかも知れませんが、その点につきましては基本的には、町長答弁で申しましたように、あくまでも設管条例に基づく開館時間とそれ以外のそういったご要望とかそういう部分につきましては、当然に鍵を誰が開けるかとか、多くのところが機械警備しておりますから、それをどのように解除するかというようなところがございます。そういう中でどう対応するかということで、当然に申し込みの段階で言われても、それは無理ですというふうにある程度お断りする場合がありますし、緊急的にどうかならないかというところに対応するところもある。ここについては、本当に町長答弁で申しておりますような、各館において柔軟に、その都度に合わせてという形にさせておりまして、一律なルールはございません。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今の公民館にしても何にしてもそうなんですが、皆さん住民が使う場所があります。ですからこの使う場所が、やはりあまり形にはまるのではなくて、柔軟に住民が使いやすいような施設として考えるのであれば、今の申し込みのときなんかは、例えば行事によって本当にこれは事前に準備が要るなとかいうのが分かると思うんです。その場合、申込書の中に、例えば30分、関係者だけ入館させるとか、そういうような用紙を別に作ってすれば、ある程度設管条例の中の、少しそこ緩めるといっても一つの形としてがあるんじゃないかと思うんです。それが柔軟に、その場所、場所によると、あそこは何時に開けてくれたけど、ここは何で開けんのやと、そういうことあり得るのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）やはりあの、一律のルールというのは設管条例に基づくその開館時間だという形になると思います。そのために、開館時間に対応すべく職員を配置したり、シ

ルバーの方をお願いして、その時間開けるという対応をとっております。今おっしゃいましたように、そういった一定の期間、一定でルールで開けるとなると、そのときには必ずその正規に人を張りつけなければいけないという形になりますので、それは一切お断りするという形になってしまいます。ですから、そういったケースバイケースにおいて柔軟に対応するということで、そういった各館が可能な限りで、そういう設管条例以外のところで開けるという対応させておりますが、今議員がおっしゃいましたような一定ルールをつくった場合には、その一定ルールの場合は必ず開けるという形になりますので、職員の配置ですとか、そういったことが必要となりますので、それは一切お断りしようという形になってしまいますので、先程のような対応にさせていただいております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）じゃああの、先程のようにルールを柔軟にということは、別に事前にある程度の予約がなくて急に事前にちょっと準備が必要だということになれば、その館の関係者の関係で、柔軟に対応してくださるということで解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ケースバイケースになると思います。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）これはある施設なんですけど、平日の日に準備するときに職員が来てうろうろするのが見えるんだけど、なかなか開けてくれなかったということが住民からあって、住民の一つの大きな行事だったんだそうです。それでなかなか開けてくれないで、とうとう時間まで開けてくれなかったから開始時間も全部下がってしまったと、次のときは開けてもらったからよかったんだけど、ていうのがありましたけれども、やはりその例えば、その柔軟と言っても職員によっての対応もまちまち、そうすると職員によってまちまちになる可能性もあり得ると思うんですね。例えば出た職員によって、その対応した職員によって開けてくれたり、開けてくれなかったりとかですから、やはりそこはある程度住民が使いやすいような開館とか指定管理とか、そういう方法をした方がもっと、住民が活発に協働のまちづくりとかそういうのに協力しながら、していただけるんじゃないかと思うんですが、再度ご意見お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいましたように、時間前に必ず対応するようにというふうに私どもの方から一律に指導するという形になれば、それはその時間を職員に対して勤務時間として取り扱わなければいけなくなります。そういった場合において、例えば、館長なりそういう管理職が出ている場合と、一般職員のローテである場合、取り扱いがどうしても変わってこようかと思います。今議員がおっしゃったような部分をする、これは他でもいくつか出ておりますが、開館時間ですとかサービス時間を広げるというときにはそういった職員配置も考えなければいけません。そういう中では、私として各課の職員に対して言えるのは、極力住民の方のサービスに応じるようにしろというところまでは訴えかけることができますが、その場合に、勤務時間前にも必ず来て開けろという場合には、それ相応の理由を示して、これは時間外命令を出した上でという形になりますので、それは非常に難しいかと。例えば公民館等ではなしに、私自身目にいたしますが、8時半前に役場に来て、住民課でいろいろな相談業務、そういったのも、職員それぞれ断らずに誰かが対応しておりますが、これはあくまでもその時間外勤務としてやっている訳でございませぬ。ですから、いろいろなところについて早期に開館しろだとか、遅くまで開けろとかいろいろございませぬが、それはそういった場合職員がどのように対応するかという部分でございまして、これを今おっしゃいましたようにルールとしてやるとなれば、私どももそれだけの措置をしなければいけない。そういう中で、柔軟に対応して参りたいという趣旨でございませぬ。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今、職員の勤務の時間の問題が出ましたけども、これは広島市ですけども、夏時間、冬時間とありまして、その場合に関係者だけ30分早く入れていただきます。ですから、夏の時間になると8時半、8時に入れていただいて、冬時間は9時ですけど8時半に入れていただくというような形となっております。ですから今、勤務時間がどうとかっていうおっしゃるんでしたら、例えば、もう少し早く開けてくれっていうような、事前に要望したらその職員に対して、2交代制じゃないんですけども、その30分のズレを早く帰るというような、そういう体制をとると、別にその時間外とか、そういう問題と関係してこないと思うんです。ですからそういうところも工夫しながら、やはり、もうちょっとやっぱり柔軟に対応していただきたいのと、今の感じでしたら、その一般職員と、その管理職では、一応設管条例はこうだからって、そのときそのときでやっぱり対応が違ってくるっていうのが分かるんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいました早出遅出という形をとりますと当然に遅出の場合には、本来2人勤務しなければいけないことも1人で勤務という形になります。その受付とかそれ以外に、維持管理とかそういう中でローテーションを組んでおりますし、少数職場では休暇をとって、1人で勤務するという日にちも出てくると、そういったようなところも出ております。そういう中でやっておりますので、今議員がおっしゃいましたが、完全なルールづけをしようと思いますと、これはやはり設管条例を変えて、例えば今おっしゃったような期間については、設管条例上の開館時間を8時半とか8時、何月から何月までは8時から開館、それから何月から何月までは8時半から開館というふうにして、当然、開館時間の前に職員も準備する時間が要りますから、そういう中で職員が自分はもう準備のために来ているから8時半には登庁してるから、即そこで開けられるようしようとする、そういう場合もありますし、ほかに行事を抱えているために、その準備があるから、通常の開館が8時半から9時までは、他の業務をしなければいけないので対応できない、そういう時もあります。そういう意味で、柔軟に対応ということで、利用者の方には、そういう意味では設管条例があるから9時からじゃないと使えないというんではなしに、使えないだろうかという相談をしていただいた上で、ただし、断られる場合もあるということをご承知いただきたい。よそでは受けてもらったけどここではできないというのは、それはしょうがないというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）分かりましたけども、今後として、やはりそこは住民が使いやすい施設であってほしいと思います。以上で終わります。

○議長（久留島）11番、宮坂議員。

○11番（宮坂）11番、宮坂です。本日2点質問さしてもらいますが、まずは西田町長、この度ご就任大変おめでとうございました。1点目ですね、海田公民館の建設はどうするのかということで、昨日来、多田議員、佐中議員の質問されておりますが、町長が配布された討議資料には、公民館の建設、織田幹雄先生に続く金メダリストの育成、文化ホールの多目的活用で文化や屋内スポーツの充実と心と体の育成とありますが、町長は一体どこに、どのような公民館の建設されようとしているか、具体的な内容を問うものでございます。続きまして、第2点目、職員の顔写真と名前を各部課に掲示してはどうかということで、現在町職員の方は名札を首から下げていらっしゃいます。毎年10名

程度職員が採用される中で、名前と顔が分からない方も多くいらっしゃいます。それは、多くの町民の方にもいえることと思います。逆に、名前と顔が分かれば、町民の方も親しく接するきっかけになると思われます。各部課の近くに職員の顔写真と名前を掲示してはどうでしょうか。役場 1 階、2 階については掲示する場所がないかもしれません。階段の踊り場に掲示してもよいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）宮坂議員の質問に答弁いたします。海田公民館建設についての質問でございますが、教育委員会からこれまでの経緯について説明を受けた後、議員の皆様と十分協議をし、課題の解決を図りながら検討して参りたいと考えております。次に、職員の顔写真と名前を各課へ掲示してはどうかという質問でございますが、掲示の場所、臨時職員、嘱託職員の扱いなど、課題がございますので、他の自治体の事例などを研究して参ります。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）再質問させていただきます。まず1点目、公民館なんですけども、町長はご自身の討議資料で、これを大きく出されておりますよね。昨日もあったんですけども、具体的な構想がないままにこういったふうに、ある意味、マニフェストになると思うんですよ。こういった討議資料を出されるということは、ご本人の。それで、ご本人の意向がないままにですね、公民館をつくるっていうふうに言われてるんですけども、教育委員会からのこれまで経緯っていうのは、申し訳ないんですが、町長も議員でいらっしゃって、前町長のときに公民館を、新しいところにつくろうという方針というのはご存じだと思ふんですよね。それは改めて教育委員会から聞くというのは、何をお聞きになるかというのをお聞きします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）昨日から一応答弁をさせていただいておりますが、公民館の、要するに新たな建て替えという形のものと、当初ですね、流れを説明させていただきますと、現時点の公民館に建て替えというのと、もう一つは青少年ホームの跡に建て替えというような案が出され、その案の後にですね、青少年ホームの位置に公民館を建てようと提示がなされた訳なんです、その過程の中でですね、ホール的大小、それから駐車場が非常に狭いという問題等がですね、公民館整備特別委員会の中で、議論されておまして、今の現状においてはそこでの議論で止まってる。というふうに私は解釈しております。

そういう意味で、私が考えている範囲は今の公民館の機能は当然、どこかに移さないといけない。現状の公民館においては、まだ耐震も含めて使用可能であるという現状を踏まえながら、その機能をどのような形で分散できるか等も含めてですね、検討していきたいというふうに思っております。で、そこらの教育委員会の意向をですね、再度確認したいという意味で、そこに述べさしていただいているような内容でございます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）今町長の答弁の中で最初にですね、現在の公民館の建て替えかどうかという議論もあったというふうに言われましたけども、内部ではあったかもしれませんが、議員の方ではそれを検討したんだけども現在の公民館の建て替えという提示は受けておりませんけども、教育委員会これどうなんですか、今、町長答弁ちょっとおかしいような気がするんですけど。どうですかね、いや今ね、答弁の最初に、現在の公民館建て替えという案が現在、生きている状況で答弁があったように思うんですよ。ですけど教育委員会、私が知ってる範囲は現在の公民館は建て替えじゃなくて、新しい別のところ、青少年センターのところに建て替えるという方針が示されてるんですけども、今の町長答弁では、現在の公民館建て替えの一案として残ってるというように聞こえたんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）昨日来、この案件出ておりますけれど、新町長になったと、その中でいろんな町の計画、1丁目1番地がこの庁舎の移転とそして町全体の計画が、総合的な計画が変わってくる。その中で町として、公民館の問題も含めて検討されていると。その中で、教育委員会としては、それを受けて最大限、教育委員会の意向も踏まえて、建てるにはどうしたらいいかと、そこを今協議しているところだと自分では捉えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）答えづらい面もあるとは思いますが、ただ昨日からのこの公民館答弁に対して多田議員と佐中議員も言われましたけども、議員の皆様と十分協議して課題を解決したいという答弁に終始しておられます。昨日もありましたけど、町長がここに建てたい、こういったものを建てたいというのが出ないと、今から議員と一緒に協議したら、今までの公民館整備特別委員会、建設特別委員会の協議はなんだったかということになるんですよ。町長がやはり施設の内容は少々変わっても構いません。例えば音響ね、十分にした設備にするそういったことはいいんですが、どこどこに建てたい、どう

いったものを建てたい、そういった方針を、町長がまず町の行政を司るトップなんだから、どこどこに建てたいという意向ぐらいは示してもいいんじゃないかと思うんですけど、町長どうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）宮坂議員の今の指摘でございますが、基本的に今海田公民館の建設場所においての問題点が駐車場で、特別委員会ですね、それがいろいろ議論されている。これも解決してません。その解決されてない過程の中で、今回庁舎をですね、県海田庁舎の方の跡の方ですね、移転させたいということから、新たにこの地区においてですね、この庁舎の跡という利用というファクターが出てきた訳ですよ。そういった意味も踏まえながら、今後はですね、総合的な計画もつくっていくかないといけない。特に後期の5か年の計画もつくっていくかないといけないというふうに考えておりますので、その過程の中で解決する意図はやはり、公民館整備特別委員会の中で、今議論されている中にもう一度そこらのことをですね、投げていきたいということでございます。特に、先ほどの答弁で解釈がちょっと違うという話がありましたので、言っておきますが、最初の公民館の建て替えのときに、議論のスタートはこの現公民館跡に建てるという話と、新たな青少年ホームに建てるという話からスタートがきたと思います。説明の中で、青少年ホームの話を現実に決められて、そこで、具体的なものが、青写真がでてきたというふうに理解していただけないかというふうに思っております。以上です。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）あんまりしつこく言ってもあれなんですけども、おそらくですね、駐車場、現在地建て替えをなくして新しいところに建て替えるとすれば、どうしても駐車場の問題は、これはどうしても何かしないといけない問題と町長ご認識だと思うんですよ。そうすると昨日から提案があったように、今の保健センター、あれを取り壊すしか、あるいは、新たに土地を買収するかしかないんですよ。駐車場を確保しようと思ったら。新しい公民館を青少年ホームのところにつくろうということになれば、それしかないと思うんですよ。それも一応改めて聞きますけど、公民館を議会と相談しながら議会の声を聞きながら決めるということではよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今議員がご指摘のように、保健センターを崩して駐車場という話も一部はあると思います。ただそれだけではなくてですね、最初の教育委員会の方から出てきて

る大きな問題は、織田幹雄記念館等も含めて建設したいという意向があったと思います。で、それがですね、全てが一度になされないといけない、ということもないと思います。だから、そこらを投げてという気持ちであります。で、基本的にはやはりこのマニフェスト中にも言わしていただいておりますが、4地区のオンリーワン、海田地区において、よそにない特色あるまちづくりを目指していきたいというのが、1番の精神の中に、今回の投げかけも進めさせていただきたいということでございますので、そこらの提案の中でですね、皆様にしっかり意見を伺いながら、成案を確定していきたいというふうに思っております。

○議長（久留島） 宮坂議員。

○11番（宮坂） はい、分かりました。行政の継続性というものもあるんですけども、新たに町長なられて、町長の方針もあると思いますので、その辺はまた、我々議会としても私個人としても、意見を言わしてもらいながら、公民館をつくられるのは確かなんですから、良い公民館になるようにお互い協議して参りたいと思います。2点目なんですけども、これもさびしい答弁だったんですよね。掲示の場所、臨時職員、嘱託職員そういった扱い、課題があるっていうんですけども、申し訳ございません、私質問で出して、議員として恥ずかしいかもしれませんけども、部課長は分かりますよ、ただ、職員の方全てをどの方がどういった方か分からないんですよ。それは最初の質問出しましたけども、一般町民はもっと分からないと思うんですよ。だけど、名前と顔を知っていたら、どうですかとこちらも言いやすいし、それを言ったんですけども。他の自治体の事例等を研究して参りますとあったんですけど、これ私一般質問出してから、どのような研究をされましたでしょうか。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 一番これをやっておりますのが、私気が付いておりますが、県庁舎において一部の部課によってやっております。ただし、これ一部の部課にとどまっております、この役場でいえば3階の企画部に当たるような、ある程度狭いスペースのところへ1つの課で入っているというようなところではやっております。しかしながら、本町においては1番大きなスペースを占めております、1階、2階にあたるような部分、県庁舎でいえば北館がそれになりますが、それから東館、ここでは行っておりません。それはやはり掲示場所をどうするかというところで、その場所がとれない。それから、大部屋全体の配置図・配席図を出さざるを得ない。まず、何課がどこにあるかという示さ

なければいけないということですので、できないんだということを聞いております。それをうちの場合どう克服するかというところがございます。そういうのと、もう一つに、本町の場合特に1階、2階は、臨時職員、嘱託員の方が、またこれは相当スペースを占めておりまして、多分今議員がおっしゃられるその顔が分かりたい職員というのは、ある程度勤めている正職のことだと思いますので、そういう中で正職だけ示すのがいいのかどうかという、県は正職だけ示しておりますが、そういうところは検討いたしました。そういう中では、他の自治体という中で事例性でいくと、本町の場合はその代わり、新採は必ずその、6月号の段階で、全員写真を載せるようにしておりますし、それから、広報に、すいません広報をご覧になってないかもしれませんが、新採は全員で写真を載せるようにいたしております。それから、いろいろな行事において参加したときには自分が町の職員であることをアピールするようというふうに言っておりますから、そういったような事例と比較したときにどうかという研究で、他の自治体の研究というのは、まず私の方は県の経緯とかというのを聞いた上でこういう答弁をいたしております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）私も県庁のことを念頭に再質させてもらったんですけども、この南館の方にはよく張っておりますよね。特に今、副町長にお聞きしますけども、南館に張ってあるのはどういった経緯で張ってあるのかというのもご存知でしたらお答えをお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）特に南館の2階からこれ発生いたしまして、市町行財政課でございすとか、これどちらかというところ、見せたい相手は市町職員に対して、それぞれどういう担当が座っているかというところで、なかなかすぐに誰なのかが分からないというようなところもございまして、そこから始まって、それを見た他課が真似をしていったというようなところなんです。最初はそういった、どちらかという市町村担当課、市町村の職員がよく行く担当課から始まったというふうに経過は聞いております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）全部を出すのは私も難しいと思うんです。ただ例えば出先、教育委員会には加藤会館にありますよね。そういったところとか、まずできるところがあると思うんですよ。今、町長答弁、副町長答弁がありましたけども、1階、2階に出すのははっきりいって難しいと思うんですよ。一般質問の最初の質問では、階段の踊り場にでも出し

たらどうかというふうに、それは私も実際はどうかなんては思うんですけども出せる部課があると思うんですよ。それをまず検討され、前向きに検討されてはどうかというふうに思うんですよ。それから私は公務員の方は実際今出してるんで、臨時職員とか嘱託の職員の方の名前と顔を出すっていうことは法的には別に問題はないのかどうか分かりますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）法的には問題ないと思いますが、頻繁に変わりますので、それをどのように対応していくかというところが一つにあると思います。当然に必要な短期間だけ雇用するという、そういう場合もございまして、そうした場合に顔写真をついたその配席表を常に変えなければいけないと、実際は配席表自体が総務課の方からは、本当にあの定期的なぐらいに変わりましたという形で私自身持っているのも入れ替える形になります。そういった頻度の問題というところで、臨時職員、嘱託職員をどのようにするかということを考えなければいけないと、そういうことでございます。

○議長（久留島）宮坂委員。

○11番（宮坂）法的に問題ないということなんですけども、私が求めとるのはやっぱり、先ほど副町長言われますように正規職員の方、やはりずっとこれからは何十年も町で勤務される方なんで、なるべく町民の方と接する機会が多いですから、町民の方にも、名前と顔が分かってもらい、そうすると私の本来の趣旨、言いましたけども、町民と接して良いまちづくりができるようにしていただきたいと思うんですよ。改めてもう1回聞きますが、できるところからやってみようという考えは。研究して参りますというように答弁いただいておりますけども、積極的に出していきたいと思いますという考えはございませんでしょうか。これで終わりますけどもお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの部分があるかと思いますが、職員の顔を知っていただくということは、今おっしゃったことを含めた中で検討して参りたいと思います。

○11番（宮坂）終わります。

○議長（久留島）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。大きく3点だけ、お願いいたします。町道6号線の狭い所の解消と巡回バスの延伸を。町道6号線の狭い道路幅の解消や町内循環コミュニティバスのサービス改善が解決されず、問題提起から足かけ7年という長きに及

んでいます。この期間中には、住民の方々からの請願や道路拡幅への協力の提案があったにもかかわらず、何ら進展が図られていません。そこで、課題解決のため次の質問をいたします。1番、町道6号線の狭いところが数箇所あるが、協力が得られるところから随時進めることは、道路行政上のサービス向上と考えられますが、どのように考え、どのようになっていますか。2番目、改善が指摘された町内コミュニティバスの西地区の運行に関し、土地取得などの課題解決に向けた対策はどのようになっていますか。コミュニティバスの運行はどのようにされていますか。大きく2番目、スポーツ選手育成のグラウンド整備について。第2期整備区画内に公認の陸上競技が配置可能か。また、工事規模がどの程度になっているか検討を行っているかと答弁があったが、その後、どのようになっているか。ちょっと待ってください。大きく3番目、公共工事について。所有権などの権利関係や管理状況等について。登記簿や現地調査、台帳等の確認などの方法によって行っていると答弁がありましたが、この工事に誤った箇所が判明した場合、町管理者としてどのように対応されるか問うものでございます。以上、よろしく願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁いたします。町道6号線についての質問でございますが、1点目については、早期の整備完了を目指して事業に取り組んでおりますが、関係者の方々の意向、調整に時間を要しております。2点目については、関係権利者に事業の必要性を十分説明した上で、できるだけ早期に協力いただけるようお願いを続けて参ります。次に3点目については、町道6号線の整備状況により、海田警察署やバス事業者と協議し、ルートや便数など含めて検討して参ります。次に、スポーツ選手の育成のグラウンド整備についての質問でございますが、1点目の配置の可能性は、9月に開催されました建設産業委員会において図面でお示ししたとおり、区域内に収めることは困難な状況でございます。また、2点目については、第2期整備計画の中でさらに検討して参ります。続きまして、公共工事についての質問でございますが、そのような事態が生じた場合は、その内容や現地の状況などにより適切な対応を図って参ります。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 町道6号線のところ狭いところですね、まあ言うたら当たり前のことを言うところなんですが、はっきり言うてですね、権利者といろいろトラブルがあって応じられないと、そこをね、やっぱり職員の方はね、やっぱり何らかの対応をもってですね、

鍵が閉まったところを開けるのも職員の義務ですから、職員の態度が悪いから職員に応じられませんか、ずっと鍵がかかっというところがあるんですよ、ね。何とか、誠心誠意やるか、なんとかの方で町民の理解を得て、できると思いますよ。努力が足らんからできんのじゃないですか、え。私がこの質問を出したのはね、何で早くできんのか、足掛け7年もかかって、ね。答弁は、相手がおることやから、相手を説得してですよ、ね、早期実現に向けて努力するのも行政の責任じゃないですか。私は、長々言うて、そこを言いよるんですよ、え。前町長になられて12年じゃが、前町長のときから引っ張ってますよ、え。答弁には覚えがあるでしょう。わしの同級生じゃが、わしがなんとか解決すると。言われてまで、まだ、かかってますよ。だからね、努力してですよ、私、言うんじゃないんですがね、努力して、そこを何とかお願いします言うた、何点かありますよ、ね。私みたいな素人が行ってですよ、頼むわい、何とか。みんなが喜ぶことじゃけえと言うたら、まあそんなら、なんとか協力するから、役場連れて来いと言われたことも、何件かありますよ。だからね、努力すればできることなんですよ。その答弁はどうですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、議員ご指摘のとおりになんとも早い結果が表れるように、今後より一層努力をして、いろいろな方法も検討しながら、知恵も出しながら、早期の結果が出るような事務を進めて参りたいと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私がね、何でこれ言うかというね、ここで6号線バイパス、やるやる言うて、いつまでたってもできん。できんかったらですね、現状の道をね、できるまでも、早期に町民が使い易い、ね、西地区でも、えっとおられますよ。はあ、年寄りばかりでの、じゃからそれらが生きちよる間にでも、ちいとでもよくしてあげるいうような、やっぱ誠心誠意をもってね、やられんかったらね、はあ済んだ、ええわと、まだ、何箇所か狭いところがあるんですよ。私は頭下げて、時期が来たら何とか協力してくださいやと、私は言うて歩いちゃいますよ、の。だからそういうね、ここが済んだけえ、それで終わりだちゅうような考えを持たんと、狭いところを5か所、もうあと4か所ぐらい残っていますかの、ね。そこらの地権者と向かい合って、話したら分かるんですよ、ね。そこらを努力するあれがあるかないか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）事業箇所に限らず、日々の道路の修繕等々で、現場の方に向かいます。

そのような中で近隣の住民さんとのコミュニケーションを図りながら、いざ事業がもし必要であれば、円滑にことが進むようにですね、日ごろの業務の中からコミュニケーションを図って、住民さんとの意思疎通も図って参りたいと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）今言われたから、早期にね、やっぱり毎日の日々の行いは大事ですので、しっかりとやってください。第2番目にね、コミュニティバスの運行でございますがね、先ほどから言われたんですが、私が建設委員会のときかね、海田警察、海田警察言われるから、わしは県警本部の交通課へ行って、どこがどうで駄目か、いうて行ったらですね、その答弁がですね、海田警察から文句があって、何でうち飛ばしてなぜ県警の方まで行ったかいうて海田警察からお叱りを受けたんですよ、の。だけど、本部の交通課の方がよ、2回か3回、現地視察に行って、何も支障ありませんと。見通しは良いから、時間差信号も何もいりませんと、うちは何もそれできません、うちの方では障害は何もありませんと、いう答弁でした、ね。だから、町長、町長はなつて間がないんじゃないけえ、副町長が答弁されましたから、副町長に言いますがの、一からいろいろな方法があるじゃないんですよ。コミュニティバスやるとき、じゃコミュニティバスじゃなしに狭いところがあるけえマイクロバスでやったらどうか、いろいろ議論をやった末、循環バスに決まったんですよ。だから、広くなったら1時間でできんかったらね、2台で半分ずつやって、可能なことをすぐできることを考えな、ね。また、一から、もともとやり直したら、また時間がかかるんでしょう。どういうふうにやったら、一番早いか、一番ね。今言う、三迫三丁目のあそこまで、まあ高い土地と高い工事費をかけてやられた、もう年寄りばかりですよ、実際、ね。早くやってもらえないかの、そういう方が多いんですよ。だから、その解決に向かってね、どのようにやったら一番早いか、じゃあ来年度予算に組んで、ちゃっとやりましょうちゅうようなね、やっぱり敏速にやっぱりやらんかったらね、はあ、やったってもう年寄りが皆おらんようになって、はあ若い者が車でやるようになって、もう循環バスもいらんわあいうようになってからね、循環バス通したって、何も効力ないんですよ。そこらどう思われますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられるとおりだと思っております。そのうち、この場合2点あると思っております。1点が、あの時点でいろいろ協議した中で循環バスを上げると

いうことだったというふうに思ってます。で、今議員おっしゃいましたように、議員が県警本部、建設委員会が県警本部へ行かれたときの回答が、2か所の拡幅。全てが問題なしではなかったと、私記憶してしまして、2か所の拡幅と転回場だったと思います。そういう中で、2か所のところが、当初のところで議員からいろいろと怒られております、遅いというところがまだ解決がついておりませんが、だいぶ目途が立ってましたから、そういう意味である2か所、それと最終的な転回場、この部分決め次第、循環バスをどのように走らせるかということについて、もう一度、運輸局それからバス事業者、海田警察というところへ、条件が揃ったので循環バスの延伸について協議したいというふうに言って参りたい、そのように考えております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 私はね、それはええんじやが、それを早くやっってくださいいうんよ。私は、一般質問、これ、出さんでもえかったんじやがの、なんで早くできんのか、予算もついちょるのに、2回も予算流して。相手がおることじゃけえ。相手がおるから相手を説得して、ほんじゃあ本会議できちっと説明する。ほいたらね、締切が済んで、次の日、家解体のねシートが張ったんですよ、ね。言わんかったらせんようじゃあだめじゃないですか、の、分かるじゃろ、の。言う前に努力して早くせにや。行政として。分かる。それを、わし、ね、副町長。早く、それも行政の責任じゃから。予算を流したり何じやかんじや、何回もしちゃあね、だめなんですよ、ね。そういうことを教訓に即やってもらえるかどうか、ちょっともう一回、副町長。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 課題となっております現6号線の狭隘部分とそれから転回場所、そのところがクリアになった段階で循環バスの延伸について関係機関と協議に入って参りたいと、そのように思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） あと2か所、1か所も何とか結論でように結論、ね。あれ、やるから、早急にね、来年度にもう走るといような気持ちでやってもらいたいと。ええと、スポーツ選手の育成のグラウンドでございますが、先ほど答弁にありましたが、9月の建設委員会です、出されましたよ、ね。総合公園ね、高い金で買うてですよ、草ぼうぼうはやして、残土を積んどったって何も問題解決にならんですよ、ね。スポーツ選手の育成をやるには、そんだけの条件ちゅうものを与えちゃらんやあいいけんですよ、

ね。何もほっちゃってアスリートが生まれますか、え、そうでしょう。坂は坂なりにグラウンドをちゃんと整備して駅伝でも強くなる、陸上でも。名が売れるでしょうが、ね。新町長も知っちゃられるが、グラウンドやったら補助が付くと。アスリート育成するのに、文部省から。出しますよと言われたんだから、遊んじよるところへグラウンドをつくるの、なんにもないじゃないですか、ね。アイデア次第では国から補助がもらえるんですよ。皆さんいっぱいおられるけえね、そのアイデアを出してですね、海田町が自慢できるようなことをやったらどうですか。私はできん言われました。これ出した後にですが。はまるんじゃないんですか。無理なら無理、無理がないように整備したらいいじゃないですか。私はそう思うんじゃないがね。できんできんいうて、海田町の敷地の中にやったらできるんじゃないですか、はまるんじゃないですか。これが400メートルトラックが、やって、国の補助が得られるんなら、早急にやったらね、海田の中学校でもね、もっと生徒がね、熱心に、まあ、教育長も知っと思ってんじゃないがね、スポーツができりゃあ、悪い子はおらんですよ。勉強もできる、ね、精神的にも鍛えられる。やっぱりそこをね、最初の人間育成ちゅうことはやっぱり体を動かす、スポーツじゃなんじゃかんじゃ、スポーツができるものにね、勉強があまりできんというのは、えっとおらんのかな、と思うんじゃないが、その点に対してね、まあ、実際いうてね、皆さん知っと思ってのようには総合グラウンドへ行って、高い銭、お金を出して買われた後はね、草ぼうぼうで残土置き場になっちゃう。こういう施設でも当てはまるようになっちゃうんです、ね。やればできるんですよ。その決定があるところやったらそれをクリアするように、皆さんの知恵とね、アイデアを持ってですね、早急にできるように努力をする考えはありますか。文部省は補助をなんぼでも出してやるいうんじゃない。どうですかそれ。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）町長答弁でもございましたが、規模の程度も含めましてですね、第2期整備公共工事の計画の中でですね、さらに検討していきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）さらに検討されるのはええがね、公民館と一緒に、早くそのね、規模こもうてもええですよ、何でもええですよ。草がはえるよりか、その方がいいんだから、早急にそういう対応をとってくださいということを私は言っとるんですが、どうですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）検討して参ります。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）3番目にですよね、公共工事のことですがね、私が指摘せんでも分かったらちよるじゃろう思うんじゃが、間違いがあったときにはそのように対処されにやいけんのんですよ。ほいじゃが、対処されてないんよ。私はそこを言いよるんよ、ね。災害が起きたところもありや、県から海田町が移譲してきたじゃどうのこうの言うて、高い高い工事費の見積りがあつて、ほいで今度県が工事するようになったら区分けして、ね、危ないところだけやって、第2工事、第3工事、やっぱりそういう事もできるんじゃからね、ね、建設課長。私が言うののに、崩れて悪いところは県と相談せんでも、町の管轄なら町の管轄できちっとやりなさいちゅうことを言いよるんよ、の。分かるじゃろ。分かったらさっさささき前向きにやって、里道とかいっぱい不便なところがあるんよ。不便なところあるけえ、米作りも年寄りも多いしやめられるんじゃがの。うん、だから、やっぱり、誤った筆は誤った筆で早く直しての、住みよい環境がええような地域つくるように努力をする気はあるんかないんか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）海田町で完結する部分については努力して参ります。また、関係課、県であつたり国だつたりそういう関係機関があるものについても、それらと連携をして適切な対応をしていきたいと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）最後にですが、今言うたことをね、みんな県、国、関係がありますから、要望だけはきちつとしてですね、だめなぶんはだめ、できんもんはできんのんですよ。だけど、知恵を絞ってね、意見、要望するのは勝手なんじゃから、ね。それ皆さん肝に入れてね、今後やって努力するように、ね。町長、お願いしますが、どうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今議員ご指摘のように、議員の方々も一緒にですね、進めていきたいと、私もしっかりと努力を、パイプを使いながら努力をさせていただきます。

○13番（崎本）はい、以上で終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は、10時25分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。9 番、岡田議員。

○9 番（岡田）9 番、岡田です。まずは西田町長、就任おめでとうございます。まず、新町長に町政に対する基本姿勢について伺いたします。町長は選挙に当たり、世代交代、無駄をなくし、徹底した予算の削減、役場を合同庁舎の跡地へという 3 点の公約を掲げ当選されました。1 つ目に政治姿勢についてお尋ねをいたします。その中で、予算の徹底的な削減とありますが、何が無駄で、何が無駄でないのかを明らかにしてください。庁舎は合同庁舎跡地と言われておりますが住民投票はどうされますか、これによると昨日から答弁されておりますがひとつよろしく伺いたします。新しい町長の誕生で、町民は海田町に暮らしてこれからどういう政策を新町長はされるのか、大きく期待をしています。予算の削減で福祉が後退しないように、町民の命や暮らしを守るという立場で町政に取り組んでいただきたい。新町長の見解をお尋ねをいたします。2 番目に、新庁舎に津波地震対策を。新庁舎がどこに建設をされようと、高齢者や障がい者を津波や地震の被害から守るための避難場所としても利用できる防災センターを、新庁舎に併設するか組み入れるべきだと思いますが見解を伺います。また、南海トラフ巨大地震で起こるとされる津波に対して、住民の防災意識を高める上でも、海田町や県のハザードマップに記載をされている最高津波水位を海拔表示の箇所に表示すべきだと思いますが見解をお尋ねをいたします。3 番目に、60 周年の取組について、来年は 1956 年、昭和 31 年の 9 月 30 日に海田市町と東海田町が合併をして 60 周年になります。当時は人口は 1 万 1,377 人で、面積は今と同じで 13.64 平方キロメートルでした。町長は記念事業などを計画されておると思います。この節目の年に 60 周年の足跡を振り返り、未来に向けた歩みを踏み出すようにしなければなりません。未来に向けた活力あるまちづくりのためにどのようなことを計画されているのかお尋ねをいたします。4 番目に、戦争法、安保法制についてお尋ねをいたします。9 月 19 日に国会で多くの国民の反対の声を、立憲政治政治を無視をした憲法違反の戦争法が強行採決されました。戦後 70 年国民が守ってきた平和が脅かされようとしております。陸上自衛隊第 13 旅団が武器を携帯して海外派兵されることも予測がされます。殺し殺される事態も想定されます。町長にこの戦争法についての見解をお尋ねをいたします。また、地方自治体にどのような法

的な要請があるかもお尋ねいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問に答弁いたします。私の町政に対する基本姿勢についての質問でございますが、1点目については、町民の皆様の豊かな暮らしと活力あるまちの創造を図るため、町民ニーズの把握に努め、議員の皆様のご意見をお伺いし、議論を重ねながら、町政運営を行って参りたいと考えます。2点目につきましては、効率化を追求していくと無駄なものが出てくると考えています。同じ事業を続けるにしても、ただ単に同じやり方を続けるのではなく、継続的な効率性を追求し無駄の撲滅を永遠の課題として取り組んで参りたいと考えております。3点目につきましては、この度の選挙において新庁舎に係る民意は、県海田庁舎の跡であることが明らかになったと認識しております。住民投票については必要ないと考えます。続きまして、新庁舎の津波地震対策についての質問でございますが、防災センターの併設などを含め、新庁舎のあり方について検討していく必要があると考えております。次に、最高津波水位の表示については追加の表示までは考えておりません。続きまして、合併60周年の取組についての質問でございますが、50周年のときには式典などを行っておりますので、今後どのような事業を行うか、検討していき当初予算に反映させて参りたいと考えております。最後に、安保法制についての質問でございますが、防衛に関することにつきましては国政の場において十分に議論され、国民に説明されるべき事項であると考えておりますが、住民の生命と財産を守るという地方自治体の役割は全力で果たして参ります。地方自治体の要請については、人員及び物資の輸送に関する協力、給水に関する協力などが挙げられると考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）それでは再質問させていただきます。1点目のニーズの把握に努めながらということなんですけれども、いろいろと町民の皆さんは要求とか要望があって、どういうふうな施策をするのかというふうなことは、やはり町長が基本的に私はこういうふうな町政を実現をさせたいというところに懸ってくると思うんですよ。だからやっぱり、例えば、昨日から出ております、医療費の問題とか子どもたちのね、無料化とかあれが給食の問題でも、どういうふうな立場に立ってやるのかというのでかなり変わってくる訳なんですけれども、そういうふうなところを、例えば、福祉を充実させるんだとか子育てを充実させるんだとか、いやいや、社会整備の方を充実させるんだとかいうふうな

ことで、方向性がかなり今変わってくると思うんですけどね、その町長の方針ですよ。だから、どういうふうなの、基本的に私は海田町のためにやっていくのか、あれもこれもということは理想なんでしょうけど、やはり、ある程度限られた財源の中でいうふうなことになるたら、やはりどちらの部門というふうな格好になってくると思うんですけども、その辺のところの見解をお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今回、町長選挙の方に立候補させていただいた時にですね、ある程度のもう大まかな項目は挙げさせていただいております。まず大事なことは、まず町のグランドデザインをどのように考えていくかということから始めながら、総合計画ですね、これらの後期5か年の計画をいろいろ、変更等と踏まえながらですね、進めていきたいというふうに思っております。それで今回の件は、昨日来ずっとお話ししているように、一丁目1番地は役場の移転です。これが基本です。それからもう一つは海田地区をですね、4分割しましてその4分割に各々課題がございます。その課題の解決を図りながら、なおかつそこで、そこしかない、要するにオンリーワンですね。そういったものを目指していきたいというふうに思っております。で、具体は昨日申し上げましたので、そこでご理解いただきたいと思います。それと今ご指摘になりました福祉の問題ですね。こういったバランス感覚はしっかり認識しながら、今後はそこは進めていきたい。特に、今回は、もったいないという精神を基本的に入れておりますので、それを踏まえながらできるだけサービスの向上も踏まえながら、そのバランスをとりながら今後の計画を検討していきたいと、皆様にお示ししていきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）ちょっとそこで気になっとなることがあるんですけど、西田町長は西地区かに文教学校とかなんかをいうんで小中一貫校というふうな書き方をされておるんですけど、昨日の言われるように、以前教育委員会は連携校というふうなことだったと思うんですけど、一貫校と連携校はかなり違うと思うんですけど、その辺のところ教育委員会として一貫校なんか連携校なのかどちらの方法考えておられるのかとちょっとここで伺いたいんですけど。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）小中一貫校というのはタイプが2つご承知のようにありまして、一体型ともう一つは連携型ございます。住吉議員が前回の議会で質問された時に答弁いたしま

したけれども、小中一貫校というのは私としては、義務教育を解決する一つの大きな手段だと思ってますから、一貫校を設立したいという思いもあります。ただ一体型にする
と、またいろんな問題も出てきますので、連携型を目指すべきかなという思いもあります。
そのどちらを目指すかっていうことは、今から先まだ他市町、また他県の状況なん
かもですね、しっかり見極めながら進めていかなければ、考えていかなければならな
いと思ってますから、今の段階で一体型を目指すとか、連携型を目指すということにつ
いては、まだ時期尚早だという思いを持っております

○議長（久留島）岡田委員。

○9番（岡田）一貫校といたら、なかなか単調ということになったらあれですからね。

それは置いておいて、予算の削減なんですけど、経費の削減ですよ。効率化に取り組
んでいくというふうなことだったんですけども、無駄を省くと。この時に何が無駄で何
が無駄でないかというふうなことが一番論議になると思うんですけども、例えば、ほ
かの市町では町はどうか分かりますけど、事業の見直し委員会か何かそういうふうな
ものをつくれるという思いはあるんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）プロジェクトの具体的なお話が、今提案があったんですけども、そこも視
野に入れながら今後進めないといけないと思いますが、今のところまずは町全体のです
ね、ランドデザインを示していきたいというふうには考えております。その中で皆さ
んにしっかりと練っていただいてね、ご理解いただけるような計画に進めていきたい
というふうに考えております。

○町長（西田）岡田議員。

○9番（岡田）それですね、無駄という場合に例えば、みんなが見て明らかに工事関係
とかいうふうなこれは無駄じゃとかいうふうなのは分かると思うんですけど、やっぱり
分かりにくい部署いうか、例えば、福祉関係の補助金であるとかそういうふうな効率か
らいうたら確かにそれは、ある人から見たら無駄じゃ、廃止してしまえというふうにな
ったことに繋がりやすいんですけど、それは国の行政仕分け見たら分かると思うんです
けども、やはりそうではなしに、一見無駄のように見えるけども必要なところはいっぱ
いある訳なんです。ささいなことでも。そういうふうなことは、よくそういうふうな
人たちと話し合いながら、ずっと、残していかないといけないと思うんです。だから、
やっぱりそういうところが一番この分かれ目になってくると思うんですけども、その辺

のところ、今のこの答弁だったら、効率化を追求していく上でというふうなことになるんですけど、無駄なものはどんどん省いていくと。効率化を追求したら確かにそういうふうなことになる訳なんですけど、でもやっぱり町民の皆さんの暮らしとか福祉を守るというふうな立場に立ったら、ただ単に効率化だけではまずい訳なんですよね。その辺のところの町長の姿勢いうんか、基本姿勢をもう一度お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今議員のご指摘のように、無駄というのは解釈によって随分違うと思いますし、そういった意味からですね、ここで答弁で書かしていただいているように、やはりこの問題に関しては永遠の課題だというふうに私は認識しております。ただ、いろんな解釈の中で進んできますので、その無駄という考え方、これはいろんな形でてくると思いますが、やはり基本的には住民の方々にサービスの提供、これ今ご指摘ありました、そういった福祉に関するサービスの提供、これはやはりきちっと見ていく。それと同時にですね、町全体の物の扱い方ですね。例えば建屋。30年しかないものを壊してしまうとかですね、そういったものは逆に言えば無駄だというふうに、具体的な例ですがね。ただそういった事も総合的に見ながら、無駄というのを解釈しながら、逆に、進めていくというのが私は重要だというふうに考えます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）そういうふうな中で福祉の後退とか、そういうふうな大金の予算のかかる面ですね、そういうふうなことはないようにお願いいたします。それとあと、庁舎問題で住民投票なんですけど、これは議会が提案をした部分ですから、町長が提案で廃止をするというふうなことはできないと思うんですけども、住民投票は必要ないというふうなお考えで分かりました。新庁舎がどこにできようとも、防災センターというふうなものは必要だということなんですけど、前回ですかね、議会のときに副町長が答弁された住民の避難のことなんですけれども、避難勧告出さなかったと。前は出されたんですけども、何かで出されない時もあるって、それは天気予報を見ながらいうふうな答弁だったと思うんですけど、住民の皆さんが一番そういうその問題で懸念をされておるのは、元気な人いうんですかね、そういうふうな人をいつでもできるんだけど、そうでない高齢の方で夫婦でというふうな人の避難というのが、やはり早く出してくれたら、開設をしといてもらえたら、それなりの対応ができるということなんですけど、だからこの前は最新の天気予報を見ながら来ないだろうというふうな感じの中で開設をしなかった

という答弁だったんですけども、やはり、さっと移動できる人だったらいいんですけども、そういうふうな方だけじゃない訳ですからね、そういうふうな人たちのためにやはりこういうふうな空振りなってもいいからというふうなことで、例えば今の西田町長は、合同庁舎というふうなこと言われておりますけれど、結構町の中心部で周りも結構家がたくさんありますから、だからああいうふうなところで日中なら庁舎がずっと開いてるんでしょうけど、土日とか休みの日とかいうふうなったら、例えば、ここに限らずそういうことで避難場所言うても、早目にちょっと、この空振りになってもいいから早目というふうなことは考えられないでしょうかね。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）避難のための基準の一つ前にですね、避難準備情報というのも一つの避難判断マニュアルの中にございますので、そういった情報を早目に住民の皆さんにお知らせするという事で、皆さんの避難、体の弱者の方や災害弱者の方の早期避難に努めて参りたいと考えています。

○議長（久留島）岡田委員。

○9番（岡田）準備情報を出すだけでなく、そういう開設というふうなこともされ、セットになってるんでしょうか。開設と準備情報というのが。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）避難準備情報の段階では、そういった要援護者の方の準備を開始するという事にしておりますので、開設の方、適切な箇所に適切な避難所の開設というのを行って参りたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）適切なところに準備情報と同じような時間帯で、開設をお願いいたします。

それと津波の方の高さは表示しないということなんですけど、今の町民の方は結構こういう防災について意識が高い訳なんです。それで去年か一昨年ですかね、広島県が南海トラフのときに、海田町もそれくらいの災害がありますよというふうなことで、かなり多くの人たちが災害に遭われるというふうなデータが出されたんですけど、やはり今のこの津波の高さというふうなものもちょっと出とりますよね。今のハザードマップでなく、それを今の海拔表示のところに表示をすること難しいことではない訳ですよ。今ある訳ですからね。そこにシールかなんかを張るというふうな格好になってくると思うんですけども、そういうふうなことすべきじゃないかと思うんです。高いところとい

うか、7メートルか8メートルだったら良いんですけども、1メートルとか2メートルや所によってはマイナス40センチメートルというところもある訳なんですよね。そういうふうなとこに住民の皆さんの防災意識を喚起する上でも、やるべきじゃないかと思うんだか、やられないのは何か理由があるんでしょうかね。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）昨年、海拔表示の方をさしていただいたと同時にハザードマップの方も津波のハザードマップの方もお配りさしていただいております。その中で3.6メートルの最大の津波が来るということを、町民の皆様には周知するためにハザードマップを全戸配布させていただきまして、海拔表示の方を100か所ほど町内に表示させていただいております。そういった面では住民の皆様へそういった周知の方はしていると思えますし、また、県や国と同じような表記の仕方で、海田町内も海拔表示をさしていただいております。そこら辺がございますので、住民の皆様には十分な周知をしているものと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）周知しておるいうても、住民の皆さんからねやっぱりこういうなことを、南海トラフの地震があった時、津波が来るというふうなことで津波の高さも表示をしてくれというふうなのを言われるんですよね。で、これを全戸配布をしとるから、というんじゃないくて、やはりそういうにあの100か所といわれましたが、海拔100か所のうち実際3.6メートルの最高水位でくるいうふうなのは、100か所よりずっと少ないわけなんですけどもね。そういうふうなところだけでもやっぱりするべきじゃないかと思うんですよね。そういうことによって、皆さん方の防災意識を高めるというふうなことにつながると思うんですよね。今の海拔表示しても、いろいろな坂町とか府中町もやっておるんですけども、ぱっと見ても結構31号線の海岸線の道路の海拔よりも海田の方がぐっと低いところというのは結構ある訳なんですよね。福祉センターの方とかいうのが31号線より低かったりするようなどこがある訳なんですから、そういうふうなのも含めてやっぱりこう、住民の人にもしそういうなことがあったら、ここまで来ますよというふうな、県の想定ではこの辺まできますよというふうなのも表示するべきだと思うんですよ。そんな予算的にもものすごく費用が要るとか、調整が難しいとかいうふうな問題じゃないと思うんですよ。やろうと思ったら今の実際がある訳ですから、そこに対して、県の資料や町が出しとる資料とか見たらそんなに難しいことじゃないと思うんですけれ

ど、こうすべきだと思うんですけどもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）県の津波被害想定では、大体で蟹原地区のあたりまで、3.6メートルの津波が来れば、浸水するという想定が出ております。この3.6メートル、これを新たにハザードマップを配りしているものだけではなく、別の方法で皆さんに周知を図っていかさしていただきたいと思いますので、海拔表示の方に追加というのは、今のところ考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）蟹原の方まで行くんだったら、ぜひともね、やっぱり蟹原まででなくても、やっぱり海田小学校とかそのぐらいの地域ぐらいはすべきだと思うんですが、そうして注意喚起、防災意識とかそういうふうなことで高めるというふうなことも必要じゃないかと思うんですけど、これらの検討をお願いいたします。それと60周年記念行事いうんですか、今新聞かなんかでこういうふうな海田の古い昔の写真ですよ、タイトルご存じだと思うんですけども、こういうふうな以前の懐かしい写真が結構ありますからね、こういうふうなのと今の写真ですね、今現在の写真とかそういうふうなことを、60周年ということで写真って言ったらおかしいんですけど、こういうのことをされるというふうなもの一つのこの案だと思うんですよ。それと、先ほど申しました人口もね、昭和の大合併のときに比べてぐっと増えておると、ほとんどの市町が昭和の大合併しとるんですけど、それと今というたらもう人口がぐっと減つとる訳なんですよ。この海田町は、地理的に広島市の周りということで、人口がもう3倍近く増えとるというふうなことで、やはりそういうふうなことも加味しながら、いかに今から将来にわたって、この魅力あるまちにするのか。ちょうど町長が就任して、ちょうどする60周年が来年なるということで、絶好のチャンス、機会だと思うんですね。こういうふうなものを捉えて、そういうふうないろいろな、今までの歴史とかあるいは福祉関係のこのこととかいうふうなことを、前は、なかなかちょっとはできなかったみたいなんですけども、鑑定団を呼んでどうのこうのとか、そういうふうな、他の町に、海田町はこういうふうな町ですというふうなものアピールするためにも、やっぱりそういうふうなものは目に見えるような、ちょっとする必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺のちょっとお考えをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長が就任されて指示の中で、この 60 周年の行事について考えるようにということでございますので、私の元に、今各部局から若手職員 1 人ずつ選んでプロジェクトつくりまして、その中で企画立案をさせております。そういう中で、今議員がおっしゃられた中で、一部も少し出てきておりますが、それらを取捨選択した上でと町長答弁でありますように、当初予算においてそこについて示させていただきたい、そのように思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）これはやっぱり海田町をアピールするとか、そういうふうな絶好の機会にもなると思うんですね。それから前回、60 周年ですから 50 周年の時のような感じかどうか分からないんですが、前回なかなかちょっと難しいような企画もあったと思うんですけど、そういうふうな企画もぜひともね、復活といたらおかしいかもしれませんが、してもらえるようにお願いいたします。それとあとは今の戦争法の問題なんですけど、これを国のことだからというふうなことなんですけど、これはね大きな問題だと思うんですね。だからやはり、この海田町にも 13 旅団がありますからね。来年の 5 月、いわゆる今の自衛隊が南スーダンですか、あそこらに陸上部隊が武器を携帯して行くんじゃないかというふうなことが検討されておるんですけど、当然その時になったら、その 13 旅団も、今は北海道の部隊を考えられとるみたいなんですけども、当然そのあとはそういうふうな、13 旅団もいうふうなことになるかもしれないんですけど、海田町にも、このかなりの方がお住まいなんですけどもね、隊員の。そういうふうな人の生命や財産、特に生命の方ですね、守るも必要があると思うんですよ。これについては、町長が国のことだから私は知りません、国の方でやってもらいますというふうな立場ではね、ちょっとまずいと思うんですね。やはり今の子どもたちが、高校生とか中学生そういうふうな人たちに係ってくる問題でもある訳なんですよね。よその市町でもやられております、いわゆる名簿の自衛隊閲覧ですよ。そういうふうなものも当然要求をされてくるかと思うんですけども、そのときに、やはり町長は、はね除けるとか、そういうふうな立場に立ってもらいたい訳なんですよね。そうしないと、やはり一番問題ですからね。だから、今法案が通ってからも、ずっと首相官邸とか国会では毎週金曜日にはああいうふうな集会とかデモやっておる訳なんですよね。毎月 19 日にも大きな集会とかデモとかそういうふうなのが国民の思いなんです。戦争はだめだと。やっぱり、町長も、そういうふうな立場に立って、やっぱり抗議をしてもらいたいんですけど、その

辺のところをお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今議員のご指摘の戦争に関する問題でございますが、基本的に国から示されてきた法律に関してですね、地方自治はそれに従った形で進めて参りたいというふうに思っております。それと戦争というお話ですが、今テロの問題等も含めてですね、そういう戦争に関しての問題に対しては、今国で皆さんニュースでご存じのように、しっかり議論されてきているというふうに思っておりますので、そこに関しては国に任せるという最初の答弁でございますが、そういう形で収めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田委員。

○9番（岡田）そうではなくて、やはりね、大変なことですからね。戦後70年がころっと変わってくる訳ですからね。やっぱりそういうふうな、もうちょっと認識を持ってね、こういうふうな法案はだめだということを、言ってもらいたいんですけども。それと自治体に対してですね、いろんなこと、多分、今から法律に従って、こういうふうなことをしなさいというふうなことになると思うんですよ。そのときに今の人員及び物資の輸送であるとか協力とか、給水に関する云々かんぬんというふうなことを書かれておりますけれども、そのときに例えば、海田町給水車を出してくれとか、あるいは人員を出してくれとか、いうふうなことを、法的に従って言ってくる訳なんですけど、このときに町長はどういうふうにされますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど町長答弁にもありましたように、法律に則った要請に対しては法的な対応するという事になるかと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）やはり、その時そうなるかもしれないんですけども、やはり町長の姿勢としてね、やはり国に対して一言物申すと、そういうふうにしないと、ずるずるずるっと、国の言うままになってしまうというふうなことになる訳なんですよね。だから、そのときの町長の見解ですよね。それで、ちょっとあれは違うんですけど、マイナンバーにしても、これも同じような格好になると思うんですけども、町民の人に対していろいろ情報のリスクがあると、このことに対して町長は町民の人にも守らにゃいけん訳なんです。これに対して同じような感じになる訳なんですよね。これで町民の人

をどのように守っていくかと、ここなんですよね。これを、町長はそれは国が決めたことじゃけ、法律によって従うよというふうなことなんですけども、だから国が決めた法律だから、そのとおり従いますというふうな立場をとるのか、それとも今の自衛隊の戦争法に対して、こういうふうな協力をすると。してくれという協力ですから拒否することもできる訳なんですよね。だからそのときに、どういうふうな立場をとられるかお伺いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）地方自治体としては、法律の範囲内で活動すべきとそういうものに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）しつこいようなんですけれど、町長の立場、政治的な立場ですよね。町長の理念ですよね。それをお伺いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）先ほどから何回も答弁させていただいております。法律に則って地方自治を運営していきたいと思っております。

○9番（岡田）終わります。

○議長（久留島）7番、宗像議員。

○7番（宗像）7番、宗像です。まず、庁舎移転問題について質問します。町長は、合同庁舎跡地を庁舎の移転先とすることを公約にされて、町長に当選されました。当然庁舎移転は、公約どおりに進めるものと理解しております。また早い解決が望めるものとして理解をしております。反面、町長は議員時代に庁舎の位置を問う住民投票条例を提案可決されているのも事実でございます。そこで住民投票をどのように取り扱うかと聞きたいのですが、これについては、昨日来、皆さんが同じ質問されてますので、同じ答弁が返ってくるのではないかなと思っておりますので、その次に総合的に庁舎移転を具体的にどのように進めていくのか、それについてもお聞きさせていただきます。次に、社会福祉法人に対する助成についての質問を行います。社会福祉法人等に対する助成の手続に関する条例に基づいて、海田町社会福祉施設整備等補助金交付要綱を定めて社会福祉法人等に対する補助金を海田町では交付しておられると思います。この条例は昭和53年に定められていますが、今までどのような施設にどのような内容で何件補助を行っているのでしょうか。また、要綱第3条に交付額に社会福祉医療事業団、まだ、これ要綱

が改正されてないので古い名前ですが、現在は独立行政法人福祉医療機構ではないかと思えますけれども、補助額は、そこの借入に関する償還金の利息に2分の1に乗じた額以内の額とするとなっています。また、ただし事項では、これによりがたい事情がある場合は、予算の範囲内で町長が定める額とするがあります。このただし事項で、補助金を交付した事例は実際にあるのか、あるとすれば、その内容等及び交付理由はどのようなになっているのか、お聞きします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。庁舎移転問題についての質問でございますが、この度の選挙において新庁舎に係る民意は県海田庁舎跡であることが明らかになったとを認識しており、住民投票については必要ないと考えております。続きまして、社会福祉法人などに対する助成についての質問でございますが、1点目については保育所4件、介護老人福祉施設2件、障がい者福祉施設1件の合計7件でございます。2点目につきましては、平成13年に要綱を改正した以降、ただし書による助成金を交付した事例はありません。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）庁舎移転問題の住民投票について、昨日来、町長がおっしゃられとる住民投票しないと、議会側の方も、佐中議員が一部ちょっとおっしゃられたんですけども、我々の方もできたら取り下げてみたい、という思いはございます。ということで、庁舎移転については合同庁舎跡地に決まるものと私は信じておりますけれども、実際住民投票を提案された議員時代当時ですね、ということを経験して、町長として駅前と比較するという意味ではなくて、庁舎移転先が、合同庁舎で本当にいいのかっていうのは、住民投票をして問う気持ちはどうなんかな。おっしゃられるとおり、私がそれを争点にして戦って勝ってきた以上、それが真意だと最終的に考えて、それだけで終わるというふうに理解してもよろしいかどうか、その辺について町長の答弁を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）繰り返しの答弁になりますが、基本的に今回の選挙におきまして一丁目1番地は合同庁舎の跡に役場移転という形で選挙に戦わせていただきました。それが町民の意思という判断でございます。そういう意味からして、もう一度金をかけてですね、住民投票するというのは、基本的に結果が出てる以上、する必要もないし、逆に無駄遣いになるのではないかと考えています。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）それについては、はっきり昨日から申されているのでそれで良いと思いますが、具体的に昨日も言葉が出てきたと思うんですけど、今、耐震問題についてどう思うかということについて、少し申されたので、それについては今の建物は古い建物ですね。それと、建て替えの問題について、どう考えておられるかというのを昨日申されたと思うんですが、私の個人的な意見になるかも知れませんが、それをちょっと申し上げて、この質問については終わらせてもらおうと思うんですが、これ町長と私と同じ意見だと思いますけれども、庁舎というものは本来防災の拠点であるべきものであると私は考えております。その建物が古い建物で本当にいいのか。もう40年超えて、50年近い建物でいいものかどうか。その辺も踏まえ、今後は防災の拠点としてなりうるものとして、考えていくべきだと思いますので、その辺もよく踏まえて庁舎の移転問題を進めていただきたいと思います。次に社会福祉法人に対する助成の問題について移らさせていただきますけれども、具体的に先ほど保育所施設4件、介護施設2件、障がい福祉施設1件、計7件ということでご回答ございましたけれども、具体的にこの補助している内容というものは、この条例の13年の改正前の要綱でやられてるんでないかと思うんですけども、具体的にこの7件はどのような助成をされているのかご説明願います。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）7件に対しまして、当時の社会福祉医療事業団から借り入れた元金と及び利息の2分の1につきまして、補助をしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）現在のこの要綱の中に第2条、第3条ですか、補助する場合には、補助金の交付額は、法人が社会福祉医療事業団に対し、この補助金の交付年度において支払う償還金の利息を限度として、これに2分の1を乗じた額以内の額とするとなっております、現在は。ということは、改正前については元金の方もこのシステムの中へ入ったと理解して良いんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）入っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）逆に平成13年に改正された以後新たに助成したケースはございますか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）ございません。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）現在2つほど社会福祉法人等に該当する業務がうちで公募されて話を進めようとされとる案件が2件ございますね。保育所整備と地域密着型の特別養護老人ホームですね。これらを海田町は整備していく中で、これをもっと僕は助成をすべきではないか、そうしたときに、今までこういう形でうちが助成を行っているとそうすれば、あえてこの平成13年に改正された以後、他に申請がない訳ですから、元に戻しても、他と差別はつかないはずなんですけれどもそれについてどう思われますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回は公募した段階でそういった制度、この制度を持ち出しておりません。その代わり、例えば、保育所であれば敷地について町が用意し無償で貸し付けると、そういった制度を新たに決めましたし、そういうような中では、この制度について、公募段階で言わずに今後決定した後から言うという形になりますと他の公募者に対しての公平感という問題も出てこようかと思えます。そういう中では、この制度を今後のあり方も含めて、見直しをしなければいけないのではないかと考えておりますが、時代におけるそういった制度というところで考えた場合に、どう対応していくかと。特に今回の2件につきましては、公募段階でこれを出していないというところを重視すべきではないのかとそのように考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）ただ公募段階はともかくとして、公募段階の段階では当然業者の方は、応募された方については、その補助金がない状態で、当然採算が成り立つかどうか試算した上で、それなりに払って申請をされている。これは僕も理解します。ただ、町が今から町長言われるような、子育てしやすいまちづくり、人が住みやすいまちづくり、そういうものを進めていく中ではこういう補助金というのは、悪くするんじゃなくて今まで受けた方と同じ条件にするということは、別に悪いことじゃないかと思うんですが。また、特に今回出されている2業者、決定した2業者ですね。仮決定になると思うんですが、2業者については、利用されるのは海田の住民ばかりですね、完全に。ところが今までの回答にございましたけども、この7件のうち2件ありますよね。そのうち、海田の方が使っていないケースが2件ほど大きなものがございます。その2件について逆にど

の程度の海田の住民がそこの施設を利用されておりますか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）介護老人福祉施設の件でお答えをしますと、坂のたかね荘さんでございますがそこでは現在約 40 パーセント。海田町定員に対して海田町の方の入所率は現在 40 パーセントでございます。

○議長（久留島）その 1 箇所だけですか。長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）町内エバーグリーンについてですが、エバーグリーンは定員に対して現在 34 名、海田町の方ですので、64 パーセントでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）うちが補助金を出して、海田じゃない人間が使ってるところがある。これは事実ですね。他に障がい者福祉施設もあるんじゃないかと思うんですがその辺についてはどうなんですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）社会福祉法人のユキ園だと思われませんが、定員 20 名に対して 14 名の方が現在利用されております。そのうち海田町の方が 6 名ございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7 番（宗像）今回私が言っているのは、今度の施設っていうのは海田の人間が海田でしか使えないような施設になるはずですよ。それについては間違いありません。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）保育所とも小規模の特別養護老人ホームとも地域密着型ですので、海田町民が利用されます。

○議長（久留島）宗像委員。

○7 番（宗像）僕が一番言いたいのは海田町でない方に海田町の補助金を使って、その施設を整備させて、海田の人間が使う施設については補助金は出さない。少し矛盾してませんか。だから矛盾しないためにやってみてはどうですか。それなりに社会福祉法の中には、土地等貸す場合にはというのもあります。そういう部分を除いた部分じゃないところについては補助してもいいんじゃないかと思うんですが、それについて、町長どうですか。町長どう思われますか。

○7 番（宗像）町長。

○町長（西田）今矛盾の話をされたと思うんですが、基本的にうちの町民の方も外にも出

ておられるケースもございます。そういった現実にはパイが小さい中で、皆さんは一生懸命収容しようという姿勢の中です、今お話の中には、土地の問題、貸与とかですね。無償貸与とかそういったものの、要するにプライオリティーですか、そういったものが、要するに付加されておりますので、そういったものを考えながらやっぱり今から進めていかないというのが1点と、もう一つは財政の問題も、やはりきちっと検討したいというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）どっちにしろ、すぐに答えが出ると私は思ってませんが、何らかのやっぱり、この検討が必要じゃないか。今のそういう、差別まではいかないんですが、平等に扱うべき案件じゃないかと私は思うんで、できればその辺の検討をぜひともお願いしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この件に関しましては、公募に当たって、民間の公募する理由の一つがいかに町費を安くつけるかというところにもございましたので、そういう中で、民間の知恵を出していただいた中で、今回提案いただいているものと思っておりますので、現段階では当初の資金計画で計画していただきたいとこのように考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）これ最後に、やっぱり要綱の中に書いている案件ですが、あくまで予算の範囲内という言葉がございますよね。ということはなんらかの予算、町長がおっしゃったように予算を削らなければならない。先ほど答弁でもございましたように、財政を締めるところは締めていかなきゃいけないという話をされ、締めれるところはね。逆に新しいこういう要綱ができたのなら、逆に予算を絞るいっても、逆に考えられますよね、現施設について。確かに債務負担行為を起こしているのは認めます。だからその辺も踏まえて、逆にそういう再検討、多分これをつくられた経緯っていうのは、財政再建じゃないですけども、予算案を無駄な予算を省いていこうという意味の中で、こういう改正をされたというのは理解しますが、これ逆にそうなれば、そういうところで、補助の中身も変えていく。一遍に変えるのは無理でしょうけど、そういうことも検討しなきゃならんんじゃないかと思いますが、ということで、質問を終わります。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、町長就任改めておめでとうございます。私は皆

さんとちょっと視点が違うんでありますが、前町長において随分無駄遣いが行われたんではないかと。ということで、その辺のこと2、3お尋ねしたいと思います。その一つはまずは私どもも町長も、議員のときに同じでございましたが、場所も決まらんうちから図面を書くような無駄遣いはするなということで随分ね、やかましい言うた。その一つはね、丸い土地に四角の建物は収まりが悪いだろう。逆に四角い土地に丸い建物かどっち言ったか分からんが、土地が決まったから設計すべきであるということでずいぶん強く言いましたが、その一つは畝保育所の建て替えでね、既にそのものをありきで約750万、厳格な数字は忘れましたが、約750万円の設計費を使っております。挙句の果ては3園、いわゆる幸保育所、西浜保育所、畝保育所を統合して、その図面が没になっております。はっきり言うて、無駄遣いの何物でもない、このように考えます。それからまたもう一つには、駅前に複合ビルということでね、パースだけでも180万円、その設計が約800万ぐらいじゃなかったか、厳格な数字は記憶しておりませんが、これら二つだけでも約1,500万円。それから、同じやっぱ駅前の千葉さんの用地に役場庁舎建てるんだということで、これも約380万の消費税で400万円そこそこの無駄で、概算でいいますと2,000万近い、これだけでも、今三つ申し上げただけでも、2,000万円の税金の無駄遣いをしておる。場所決まってから設計をなささいというのは、随分やかましく言うた。前町長は口では議員の皆さんと相談しながら進めて参ります。答弁は非常に明瞭明解。私も何回か言うたんですがね。言語明瞭意味不明とのことも言うたりしたがね。意見は全く聞かなかった。それが今言いました、いくつかの事例です。そこで約2,000万にも匹敵する、私が今言うただけでもですよ。ほかにもまだあるんじゃないか。こういうふうにする訳ですが、これらの損害賠償というのか、その損失、裁判とかなんかで求めてはどうかと、こういうふうを考える訳ですね。これについて町長どのように考えるのか。ほかにもまだ幾つかの無駄があろうかと思いますが、その一つは、公民館の建て替えでも既にいわゆる基本設計というか、それなりのものを計上執行しておる訳ですね。で、出てきたものが、わずか300席ぐらいのもので、目的は、成人祭に使えればそれでいいんだと。非常に限定したね、何といいますか、利用度の少ないこういうものに無駄な予算を使ったということでまとめますが、幾つか申しました。こういうの無駄な予算に対しね、執行されたのに対し、損害賠償を求めてはどうかというふうに考えますが、町長の所見をお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。損害賠償の請求についての質問でございますが、いずれもその当時の町の施策推進のために必要なものだったと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）簡単明瞭な答弁でありますかね、今も言いましたが言語明瞭意味不明、施策推進のために必要であった。施策推進のために必要であったとするなればですよ、例えば、今の保育所の例で言いましたように、それを強力に推進というか執行すべきであるんですよね。これはわずか半年かそこらでね、議会がわいわい反対したために、今度3園を統合するということで、この度住田学園かなんかに、経営委託するということでね。そういうふうに右往左往するような指針のない航路を走っとる。これが施策推進のために必要なものであると。とても考えにくい。それでもう一つ言いますが駅前のおゆる26階建てかなんかのパースも出ました。パースだけで180万というふうな記憶しておる訳ですが、これもですね、その前の町長のときに似たような図面が出たんですね。金額は覚えていませんが、私どもが1年生か2年生ぐらいだったかと思うんですが。そうすると全部は言いませんが、あるところからよその土地を勝手に使って何をするんだと、代表してわいわい言うたのが、前町長なんですよ。にもかかわらず同じ図面をまた書いとるんよね。今町長おっしゃる当時の町の施策か知らんが、その前の15年も前と同じようなことやってその轍を踏んでまた施策に必要だと。この今回失礼なこと言いますが、でたらめ答弁じゃないんか。施策執行のために、町政執行のために必要だとはどうにも考えれんが、再度答弁願いたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず手続的な話だけを申しますが、いずれの時点においても、予算が認められ、決算審査においても監査での決算審査でも通り、いずれも、決算が議会で認定されておりますので、その当時の町政の施策推進のために必要だったという認識でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）その当時はね、副町長あなたもおられたか、その前の分については、もちろんおられない訳ですが、これがね、複合的に何かに混ぜて一緒に計上しとるんですよ。だから、我々が予算の費目だけ審査した中で、中身が出てなかったんです、実はね。いかに議会をごまかそうかというんかね、どうにかして、どういふんか知らんけども、

議会をだまくらかしてというんか、そうしてね、いい加減なこととして、その片棒の一端をあなたも、副町長担いどるんですよ。保育所の、畝保育所ね。これ二度も請願出ましたがね、その度この請願は時期尚早であると、だから今のような道路の進入路、これを云々ありましたが、いわゆるＡＢＣ進入路までね、試算まで出してね、だめなんだと言われたところにね、そこに建て替えますよという図面を書いてきた。で、今言うたように予算を複合的に組んでね、ほんでふるさと館解体します。わずか、鉄筋コンクリで建って 16 年ぐらいしか経たんような無駄なことはやめてくれいうんで、当時 2,000 万だったかと思うんですが、その予算は私ども補正でね、カットしておりますって、だからまだ、この 2,000 万円の執行は救われとる訳ですよ。決算受けたから予算が済んで認めたじゃないかという、どっかにね、餅と団子と一緒にしてね、隠しておいて、決算で認められたからそれでいいじゃないかと、確かにそうかも分かんが、結論からいえば、決算は否決したって認定したって同じことでしょ。どうなん、違うんかいの副町長。ちょっとその辺は若干それるんかも分かんが。損害賠償という面では中身入っとるんだから答弁してください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然に、決算が認定されるか認定されないかというところが大きな問題だと思いますし、あくまでも予算執行上に瑕疵はないものと、そのように感じております。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）長々言っても前にいきそうにないがね、一つ先にも言いましたがね、副町長、あなたもその片棒の一端を担いだというのですが、いわゆる議会の皆さんと相談しながらというのは何十回言うとるんですよ。ところが結果、結果の話ですが、全部没になっとる。今三つ、四つ言いましたがね。だからそういうことをやってね、決算を認定したからといって何をやってもいいんだ。そんなことは違うんでないか。この辺の話についてね、副町長やっぱりね、反省すべきは反省してもらうし、町長も同じくこういう無駄なことを今後やっていたらね、あなたの趣旨にある訳ですから。無駄を廃してね、いいまちづくりをやりましょう、こう言うとられる訳だから、私はその一端を今度は担ぐんじゃないが、こういう無駄に対して。どうなのかその考えは、損害を賠償すべきじゃないのか、こういうふうに言うとる。再度それについてもう 1 回、しつこいようじやがお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）最初に答弁いたしましたように、その背景の中に必要だったというふう理解します。それともう1点付け加えさせていただきますが、今ご指摘があったようなことを踏まえながら、現実には物の動かし方だけではなくて、もう少しその意義も含めながら、それらは議員の方々にご理解していただきながら、その内容をきちっと踏まえた上の予算計上で、今後は進めていきたいというふうに考えておりますので、その点をしっかりご理解の上、皆様と一緒にまちづくりを進めていきたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういう事で副町長、済んだものじゃ、決算認定したじゃないか、こういうことでありますがね、もう1回繰り返して言いますとね、実現不可能なものにこういう設計をやっとる訳です。こだわるんじゃないんですが、特に畝保育所なんかね。完成図まで間取りを全部やっとる。実施ありきでやっとる。議会の同意も何にもないし、そしていざその図面を提示したら、駄目じゃないか建てる位置がおかしい、なにがどうのいろいろ言われたら、いつの間にやらぐしゃぐしゃとね、そして地元説明会では、副町長あなたが言われておるんですよ。民の質疑で、これが議会で通るんですかという質問されとるんですよ、質疑かね。そしたらあなたは議会を通しますという答弁をしとるんです。それだけ町政を推進していくために必要なものであったとするなれば、なぜ今更になって3園統合じゃなんじゃいうて指針が変わるわけ。半年もせんうちに。だから推進に必要なものでないということを私はやかましゅう言うた。ただ決算の認定はね、その年度で違って、こういう責任逃れを言うつもりはありませんが、当時は決算は議員の半数でね、奇数偶数に分けてね、どの年度に当たったかは知りませんが、そのところでね、さっき繰り返しになります、今言った、そういうありきでやっとる、議会を通しますと、こういうようなことを言うてやって関わっとる。だから推進のために必要なものでなかったと、再度言いたいわけ。これに対する認識を尋ねて終わりますが、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）その時点では適切な執行に努めたつもりでございます。

○14番（前田）終わります。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11 時 37 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第 2、第 53 号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）第 53 号議案、海田町条例、失礼いたしました、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容については、担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、第 53 号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書 1 ページをお開きください。資料については、資料 1 の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料 2 の海田町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料 1 の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要でご説明いたします。まず、地方税制改正に伴う改正でございますが、これは地方分権を推進する観点から、猶予制度の見直しについて、法律で条例委任事項が設けられたことに伴い、従来、地方税法で定められているものと同様のものを条例で新設するものです。施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日でございます。なお、経過措置として、平成 28 年 3 月 31 日以前のものについては、従前の例によるとしております。次に、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴う改正でございますが、国税における個人番号の取扱いに関し、本人に交付する全ての法定調書について、個人番号の記載が不要となったことに伴い、納付書及び納入書にも、法人番号の記載を要しないこととしたため、関係条文の文言の整理を行うもので、施行期日は公布の日でございます。以上で説明終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）国の制度によってこういうことになって提案をされておりますが、税の

問題で、民間の会社で雇用主がこの番号を把握するという事になればですね、いろんな漏れであるとか、いろんな取扱いの事項があるんですが、これは、政令、省、あるいは内閣府かどこか分かりませんが、まだ不十分というように聞いておりますが、これらの取扱いについては、規定ではどうなってるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）規定と申しましょうか、あの税の個人情報等の秘密保持につきましては、総務省の方が、この 10 月に、例えばあのう、情報システムと住基システムの分離ということで、案を出しているところでございますが、それにつきまして、各県と総務省、あるいは市町村の地方公共団体というその協議を進めておるところでございまして、そういうところで、まあその、マイナンバーを進めるに当たりそういう状況でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中ですが、答弁を聞いておるとね、非常に不十分なんですね。今から先決めていくんだけど、もう、こうした準備をするために税の改正を行うと。それがもう 3 年後には、銀行とかね、そういう預貯金にも全部降りかかってくる。もちろんそれまでには、医療の問題とか税の問題とか保険のね、そういう問題も含んでくる。不十分というように私考えるんですがどうなんですかそれ、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）いわゆるマイナンバーの取扱いにつきましては、これは法律で定められた国の制度でございます。私どもといたしましては、海田町において取り扱う個人情報について、そういう漏えいがないよう全力を尽くすという答弁しか、いたしかねるところでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようですのでこれから討論を行います。まず反対討論を許します。佐中議員。

○15 番（佐中）第 53 号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。赤ちゃんからお年寄りまで日本に住む人に 1 人残らず 12 桁の番号を割り振って国が管理する、マイナンバー、社会保障税番号制度の番号通知が 11 月から始まりました。利用開始は来年 1 月ですが、多くの国民は仕組みを詳しく知っている状況ではありません。準備対応を迫られる地方自治体や企業から新たな出費や業務負担の

拡大など、悲鳴が上がっております。国民が望んでもいない番号を、これがあなたの一生変わらない番号ですと一方的に送りつけようとしている今の安倍晋三政権のやり方は、あまりにも乱暴で、危険であります。安全神話は成り立たず、マイナンバーを知らせる通知カードは、住民票登録をしている住所に市区町村から世帯、全員分をまとめて簡易書留で10月以降送られてきております。国内で約5,600万世帯のほぼ全てに書留を送ったことは、日本の郵便史上例がありません。留守にしていた人からの再配達の実情の殺到や、夜間休日の郵便窓口の大混乱など、多くの混乱が発生しております。初期費用だけで約3,000億円も投じ、国民にも自治体、企業にも多大な負担と労力を求めるマイナンバー制度ですが、国民には政府が宣伝するようなメリットはありません。マイナンバーによって現在は各機関で管理をされてる年金、税金、住民票などの個人情報が容易に一つに結び付けられるということになります。それで、年金申請や転居のときの行政手続が簡単になると政府は売り込みますが、しかしそんな手続は日常生活で頻繁にある訳ではありません。むしろ、個人情報を簡単に引き出せるマイナンバーを他人に見られないようにしたり、紛失したりしないようにする、こういった手間が大変であります。個人情報は分散をして、管理をした方がリスクは低くなるのに、マイナンバーのように一元化するやり方は、個人情報を格段に危険にさらす逆行でしかありません。しかも、政府与党は、マイナンバーを銀行口座や健康診断などの情報にも結び付ける方針であります。健康保険証や図書館の貸出しにも使う案まで検討しております。消費税増税のときの還付金手続に使われる案まで持ち出して国民を驚かせました。制度が始まる前から利用範囲を野放し、野放図に広げる傾向が官民から続出していることは、利用者対象を限っているから安全という政府の安全神話は全く成り立たないことを示しております。運用の中止こそが必要ではないでしょうか。マイナンバーは、国民の願いから生まれたものではありません。国民の所得、資産を厳格につかみ、町税、社会保障料徴収の強化など、効率良く実施管理したい政府と、マイナンバーをビジネスチャンスにしたい大企業の長年の要求から出発したものであります。こんな狙いの制度で国民のプライバシーが侵害されていいはずはありません。来年1月の本格運用に、突き進むのではなく、凍結中止こそ必要であります。よって、この改正に反対の表明をし、討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 53 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって第 53 号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 3、第 54 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 54 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容については担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、第 54 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書 7 ページをお開きください。資料については、資料 3 の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。今回の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い、第 26 条第 2 項第 1 号及び第 2 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号として、氏名、住所及び個人番号を加えるもので、施行期日は平成 28 年 1 月 1 日でございます。以上で説明終わります

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○9 番（岡田）これあの、国民健康保険税にこのマイナンバーを利用するということなんですけれども、もしこれが、今までどおり事務が効率的になるということなんですけれども、これを条例を制定をしなかった場合ですね、そういった今までとどういうふうに違うんでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）これまで複数のデータを突合させるのに、マイナンバーのこの番号があれば、その名寄せという作業が短時間で済むということで、事務の効率化になるんですが、これまでどおりになると、効率化にはならないという差になると思われます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）私たちが懸念するのはですね、こうやって、どんどんどんどんまあ、これは国保なんですけども、介護保険もまあ同じことなんでしょうけど、どんどんどんどん情報がそこに蓄積をされていって、そうすることによって、膨大な、まあ莫大いうんか、自治体ではそんなに膨大ということはないんでしょうかど、その資料いうんか、情報がそこにどんどん集まってくると、そういう集まってきた時点で、何か漏れはしないかというふうなことなんが懸念されるんですけれども、その点、先ほど副町長は、そんなことはあまりない、そんなことはないゆうふうに言われたんですけど、本当にそうなのか、どんどん集まってくる訳ですからね。そのときの、どういうん、セキュリティいうんか、まあこれは全国的に同じなんでしょうけども、本当に大丈夫なのかというのをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この、少なくとも国保の事業で申しますと、従来もデータという形で持っておりまして、この度は個人番号がそれに付加されるという形でございます。従来のシステムにおいても、そういった各人の個々に関する情報という漏えいがないように、全力を尽くして参りましたが、1月1日以降、マイナンバーがそれに記載された後も従来どおり漏えいがないように、十分に注意して参りたい、そのように考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）国保の税条例の関係で54号議案を出されておりますが、今後ですね、国民健康保険証、あるいは公的な病院、これらが今検討されておるということを知っておる訳ですが、今後はそれはどうなるんですか。国民健康保険証。税ですから税のことが今ここに出てきておるんですが、もしこれが滞納したとか、そういう問題が発生した場合、ここにずっと関係をする訳ですが、今それが検討されておるというように私は聞いておるんですが、今後どういうことに進んでいくのかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そういったことが検討されているというのは、私どもも新聞等では知っておりますが、そういった報道されている以上の情報は持ち得ておりません。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようですのでこれから討論を行います。まず反対討論を許します。岡田議員。

○9番（岡田）9番、岡田です。はい、第54号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行います。この54号議案はマイナンバー制度施行に当たって、国民健康保険の法定利用事務と一体に行う本町の独自の事務のうち、マイナンバーを使用しないと事務が効率的に行えないとして定める条例であります。このマイナンバー制度は、今、憲法で保障されたプライバシー権を侵害し、憲法違反であるとして、住民が、昨日の新聞によりますと、全国各地で訴訟を起こしております。反対の理由は、これを含め、1、情報漏えいを100パーセント防ぐシステムは不可能である。2、意図的に情報を盗み、売る人間がいる。3、一度漏れた情報は、売買され取り返しのつかないとなる。4、情報が集積されればされるほど、利用価値が高まり、攻撃されやすくなるなど、大きなリスクを伴う制度です。また、先ごろこのシステム開発の中枢にいた厚生労働省の室長補佐が収賄容疑で逮捕されたりして、この制度に信頼はありません。今回、安倍政権が強引にマイナンバーを進めた最大の理由は、社会保障、個人会計を導入をして、企業負担を軽減をするためのものです。これは、個人単位に納めた税、社会保障保険料と給付を受ける社会保障サービスを明らかにするものです。したがって、従来の社会保障に必要なに応じて受けるという制度をこのマイナンバーで、負担に応じて給付、負担に応じた給付に変更させようとしております。しかも、今後5年間で、個人番号カードを、デビットカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、あるいは診察券などとして利用拡大をして、あらゆる機能を持たせるワンコインカードとして打ち出しております。先ごろ強行した改正の再決議には、指紋や瞳の色を登録して、本人確認に利用する生体認証の導入を検討するようにも求めています。このようなことを許せば、国家によって国民が徹底的に管理されるようになります。このようなマイナンバーは直ちに中止を求めます。よって、マイナンバー制度に関連をした第54号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対をいたします。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第54号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。起立多数と認めます。よって、第 54 号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第 4、第 55 号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第 55 号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に基づき、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長(久留島) 住民課長。

○住民課長(吉本) それでは、第 55 号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。併せて、資料 4 の海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の概要をお願いいたします。内容につきましては、資料 4 の条例の概要で説明いたします。初めに、1、条例制定の趣旨についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき、本町における個人番号の利用や特定個人情報の提供について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。続きまして、2、条例の概要の(1)、個人番号の利用による庁内連携についてでございますが、行政機関同士での個人番号の利用による情報連携については、番号法に規定の社会保障、税、災害対策に関する法定事務において行うこととなっておりますが、同一の機関内で、個人番号を利用して、庁内連携するためには、番号法第 9 条第 2 項の規定により、別途条例に規定する必要がございます。このことから、番号法の規定の法定事務に限り、本町においても個人番号を利用して、特定個人情報の庁内連携ができるよう条例に規定します。次に(2)、特定個人情報の提供による機関間連携については、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供するためには、番号法第 19 条第 9 号の規定により、別途条例に規定する必要がございます。このことから、番号法に規定の法定事務に限り、本町においても町長部局と教育委員会の間で特定個人情報の機関間連携ができるよう条例に規定します。3、施行期日につきましては、番号

法における個人番号の利用開始の施行日と同日の平成 28 年 1 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。新しい制度をつくる条例案でございますけれども、マイナンバー制度で番号を打つというのは、勝手に打つ訳で、それは法律に基づいてやっておるんですが、マイナンバーカードの取扱いですよね、ここには身分証明書として利用できるということから、これが安易に、情報が漏れる一つの大きな原因になって、あと、トラブルの大きな問題になるというように感じるんですね。で、私が一番心配をする、まあ、町民の人もそうでしょうけれども、安易にそのカードを発行する、あるいは窓口でその注意事項、これが必要ではないかというように思うんですが、それはどういう指導、あるいは助言するのかお尋ねします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）写真付きの個人番号カードの取扱いについてのご質問ですが、自治会等で出前講座に出向いた際もですね、よくあの、写真付きのカードは申請が必須なのかという、問い合わせが多くありますが、一応、個人番号カードの申請については、任意で、必要な方についてのみ申請くださいということを周知しております。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）また、窓口におきまして、このカードの取扱いにつきましても、慎重にさせていただくようにご説明はして参ります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）そこまでは私も認識しておりますし、我々の自治会の中でもそういう説明に來られたから分かるんですね。そういうまあ興味深く、あるいはどういふかね、好奇心を持ってカードを安易に作る。そのことが将来にわたって大きなね、番号の漏えいになっていろんな問題が発生する可能性が大と見るわけですが、私は。そうするとその窓口で発行する前に、注意事項や注意をしてあげる。これは持ち歩かないとか、まあ持ち歩かんかったら身分証明にならんのかも分らんけれども、そもそもそういう発想そのものが大きな問題を生む要因となる。そういう原因を作っていくというように私考えるんですね。だから窓口で安易に作らない方がいいですよとかね。それは持って歩いたらいかんですよとかね、そういう指導や援助が要るんじゃないかなというように私思う

んですがどうですか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）まず、個人番号カードにつきましては、そのＩＣチップの中にあらゆる情報が入ってるわけ訳ではなく、カードの中には基本４情報と番号の件名事項しかま
ず入っておりません。で、高齢者の方にはですね、免許証やパスポートがない方も多く
おられまして、今銀行等様々な場面で写真付きの本人確認書類を求めることも多くござ
いますので、その本人確認書類が必要とされている方についてはですね、個人番号カー
ドの取得は有効なものと考えております。交付の際には、当然ながら、その取扱いには
十分注意してもらうよう周知を図って参ります。

○議長（久留島）兼山議員。

○４番（兼山）４番、兼山です。マイナンバーについてですね、これまで広報とか、出前
講座とか、周知、告知、そういった努力をされているように私はお見受けしますが、こ
の個人番号によりまして、名寄せ、一元化する、これが目的であると私は考えておりま
すが、ナンバーのですね、管理、これにつきましては、引き続き分散管理で扱うという
ことでよろしいんでしょうかね。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）そのとおりでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○４番（兼山）そうするとＩＣチップなんかに入ってる情報は先ほどの答弁でありました
ように、４情報ですよ、そういったことであるから、そこで芋づる式に情報が全部引
き出せるっていうことではないというふうに解釈してもよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）はい、そのとおりでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○９番（岡田）ちょっとよく分らないんですけど、この条例の概要の２なんですけれども、
同一地方公共団体の他の機関への情報の提供ですね。これは、海田町から、どこかほか
の機関にその情報を提供するというふうなことでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）海田町という地方公共団体内には、町長を代表とする町長部局という
執行機関がございまして、それとは別に行政委員会の一つである、教育委員会という執

行機関がございます。それを同一の海田町内において町長部局という執行機関と、教育委員会の執行機関の間で情報連携するための内部規定をするものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）じゃ、これは教育委員会に限ってということでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）そのとおりでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）そうしたらですね、教育委員会、一つのところが持つものが教育委員会でも、というふうなことになるんじゃないかと思うんですけど、そうしたら、今はそうなってるんですけども、これから先、まあ、なんかそう、ほかのところというふうに、いろんな法整備で変えていくと思うんですが、そうなってきたら、いわゆる今の漏えいの問題ですよ、本当にそれが、今はそうかもしれないけれども、将来的に、これが守れるかどうかいうふうなのは、何か甚だ疑問なんですけれどもね。だから、今の皆がこの情報を管理できないじゃないかというふうなのも含めて、全国で国を相手取って裁判を起こすというふうなことになると思うんですけども。だから、本当に、今は例えば、今までは担当部局だけだったんですけども。今度は教育委員会になるということになって、教育委員会も共有をするというふうなことになると、いわゆる、まあ、この前のあの、年金機構ですかね、あれもメールがきてそれを開いたら、そこからどんどんいうふうなことに、たぶん、あれはまあ初歩的なことだったと思うんですけども、そういうふうな簡単なことで、どんどんどんどん情報が出ていくというふうな懸念をするんですけども、その辺のところも含めて、どういう、本当に大丈夫なのかというものをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）教育委員会の現在のシステムについては、これは町長部局と同じという形をとっております。そのシステム全体についての責任は、外部責任は私の所で一元化しております。そういった意味で、今回この条例でお願いしております町長部局と教育委員会におけるその漏えいというのは、先ほどから繰り返しておりますが、これについては漏えいのないように全力を尽くしたいと思っておりますが、他機関におけるものにつきましては、今後法律の審議によって定まっていく。更にはその法律の執行、国が執行されるにおいて、そこのところに整備されると思っておりますので、町といたし

ましては、町長部局と教育委員会における漏えい防止に全力を尽くしたい、という答弁以上はできないというふうに思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようですのでこれから討論を許します。まず反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第55号議案、海田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての条例案に反対討論を行います。まず、役場庁舎内の連携する町長部局と教育委員会部局での新しく条例の制定としておりますが、共通番号の使途は、2016年1月の運用開始時点で、税、年金、雇用保険、健康保険、福祉など、93の行政事務に及ぶ、今は役所が別々に管理をしている、これらの情報を、共通番号を媒体にして結び付け、一元管理しようとしている計画です。役所にとっては何番の誰が、いくら税金や年金、保険税や保険料を払い、どんな社会保障給付を受けてるのか、容易に把握できることになるというふうに思います。法律では、制度の骨格を決めているだけで、具体的な運用の多くが、今後の政令や省令に委ねられております。源泉徴収をされる給料の支給先に番号を届けておくことは決まっていますが、その届け方や、その他にどんなときに、どんなところで共通番号を提示すべきなのかは、はっきりしておりません。また、国の個人情報保護法改正案は、ビッグデータと呼ばれる莫大な情報を企業が開発しやすくするため、個人を特定できないように加工すれば、本人の同意なしで第三者に提供できるようにする、例によって法律が成立する間際になってマスコミが騒ぎだしたから、制度の名前だけは浸透したようではありますが、共通番号制度、民主党政権時代は通称、マイナンバー制度と呼ばれておりましたが、自民党政権は、社会保障、税番号制度というように名称を使っております。大きく疑問が残ります。一つ目には、共通番号制度を、共通番号を使うのはどんな場合なのか、セキュリティは大丈夫なのか。二つ目には、共通番号制度で、公平になるのかどうか、非常に疑問であります。三つ目には、導入にいくらかかるのか、費用対効果はいくらなのか。4番目には、今後の利用はどうか。全く先行き不透明であります。5番目には災害時に役に立つのかどうか。庶民が抱くであろう五つの、こうした疑問が提示をされている。今回は、これらの疑問が整理した法律や政府の説明によって解消されたかどうか、非常に疑問で今後注視し、検証してみたいというふうに思います。法律では、制度の骨格を決めているだけで、具体的な運用の

多くが今後の政令や省令に委ねられております。国民や町民にほとんどメリットはなく、逆に限りなく取り返しのつかないデメリットが大き過ぎます。本提案に反対する討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。第 55 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 55 号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、第 56 号議案、平成 27 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 56 号議案、平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）。この補正予算につきましては、私立保育所と保育事業費の増額などの予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第 56 号議案、平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料 5 の平成 27 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、人事異動や不足する時間外勤務手当の増額、共済組合掛金の額の確定に伴い、職員給与費の増減や、臨時職員賃金の増額を行っております。その他、国県支出金の返還金や特別会計の補正に伴う繰出金の増額については、件数が多く、繰り返し出て参りますので、個別の説明は省略をさせていただきます。また、箇所付けのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しております。あわせてご覧いただきたいと思います。それでは、資料の 7 ページ、8 ページをお願いいたします。総務費の電算管理費の電算システム改修事業につきましては、インターネットを閲覧するためのソフトを更新するため、136 万 1,000 円を増額するものでございます。続きまして、11、12 ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度導入事業につきましては、顔認証システムの導入のほか、社会保障・税番号制度のための事務費として 54

万 2,000 円を増額するものでございます。続きまして、13、14 ページをお願いいたします。選挙管理委員会運営事業につきましては、投票所での受付業務の改善を図るため、145 万 8,000 円を増額し、投票システムの改修を行うものでございます。続きまして、17、18 ページをお願いいたします。民生費の障害者福祉費の障害者地域生活支援事業につきましては、地域活動支援センターの利用者の増に伴い、158 万 1,000 円を増額するものでございますが、国、県から補助金が交付されます。次の障害者自立支援医療費支給事業につきましては、受給者の増に伴い、468 万円を増額するものでございますが、国、県から負担金が交付されます。続きまして、19、20 ページをお願いいたします。保育所費の私立保育所等保育事業の 3,702 万 9,000 円の増額。私立保育所等保育事務事業の 1,688 万 1,000 円の減額と、次の児童クラブ費の財源振替につきましては、子ども・子育て支援制度で保育単価の増額が図られたことにより、予算の調整を行うものでございます。続きまして、23、24 ページをお願いいたします。衛生費の母子保健費の、未熟児養育医療費給付事業につきましては、対象者の増により、380 万円を増額するものでございますが、個人負担金のほか、国、県からの負担金の増額も予算計上をしております。続きまして、27、28 ページをお願いいたします。農林水産業費の農地費の農道水路改修事業につきましては、自治会要望、P T A 要望に対応するため、100 万円を増額するものでございます。続きまして、33、34 ページをお願いいたします。土木費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましても、自治会、P T A 要望のための増額のほか、つくも町地内の町道 255 号線舗装修繕工事を実施するため、900 万円を増額するものでございます。次に、35、36 ページをお願いいたします。公園費の海田総合公園改修事業につきましては、第 2 駐車場のゲートの修繕を行うため、160 万円を増額するものでございます。続きまして、39、40 ページをお願いいたします。町内水路修繕事業の 50 万円の増額、町内水路浚渫事業の 250 万円の増額、河川修繕事業の 60 万円の増額につきましても、自治会要望、P T A 要望に対応するための増額でございます。続きまして、41、42 ページをお願いいたします。消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴い、28 万 3,000 円を増額するものでございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金から退職報償金の財源が交付されます。次の消防車両整備事業につきましては、普通運搬車の入札残を 175 万 8,000 円減額するもので、財源としていた地方債も減額をしております。次の防災行政無線修繕事業につきましては、全国瞬時警報システムのオーバーホールを行うため、40 万円を増額するものでございます。続きまして 45、

46 ページをお願いいたします。教育費の小学校管理運営備品購入事業につきましては、老朽化に伴い、海田東小学校体育館の放送設備を更新するため、100 万円を増額するものでございます。次に、47、48 ページをお願いいたします。中学校改修事業につきましては、海田中学校体育館の緞帳を改修するため、200 万円を増額するものでございます。続きまして歳入をご説明いたします。なお、歳出に関連して説明をしたものは省略をさせていただきます。それでは、3 ページ、4 ページをお願いいたします。財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、4,614 万 6,000 円を増額するものでございます。次の繰越金につきましては、前年度からの繰越金で予算に計上していない、570 万 9,000 円を予算措置するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 56 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 6,783 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 105 億 5,242 万 7,000 円とするものでございます。続きまして、第 2 表、地方債補正についてでございます。3 ページの変更 1 件でございますが、内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。以上で平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○6 番（住吉）6 番、住吉です。いくつかお尋ねします。資料 5 の 8 ページ、インターネットで閲覧用ソフトバージョンアップサポート委託料、まあ閲覧用ソフトいうたらブラウザのことじゃないかと思うんですが、これのバージョンアップに金がかかるというのはちょっと納得いきません。本来ならば無料で勝手にバージョンアップするものですし、よほど特殊なブラウザを使っているのか、もしそうであればそのブラウザ名、でなければなぜこんな 136 万円も金がかかるのか、この点について説明を願います。あともう 1 個は、資料 5 の 34 ページにございます町道 255 号線補修工事でございますが、こちらの歩道の舗装打ち換えについては分かります。確かにこれ打ち換えんにゃあいけません。ただこの薄層オーバーレイの方なんです、一応 3 か所、こちらの地図に印しておりますが、一番右っ側に印しているところは確かに道路に穴があいているように見えます。真ん中のところはおそらく横断歩道に該当する部分じゃないかと思うんですが、ここは、横断歩道の舗装をやり替えるために道路をきれいにするものかどうかの確認。で、分からなかったのが一番北側のポイントですよね。こちら、現地見ましてもさほど傷んでる

ようにも見えませんでしたし、なぜここをオーバーレイ工法で修繕するのかちょっと分らなかったんです。どう見てもさほど傷んでるようにもみえなかったんです。何か理由があると思いますので、その点の説明を願います。以上。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず、電算システム改修事業のインターネット閲覧のバージョンアップのことですが、まず、あの今使っているインターネットエクスプローラー 8 を 11 にアップさせるものでありまして、これは、議員がご指摘のようにこれを上げるだけのバックアップは無料でございます。で、あの、もしかしたら皆様ご経験があるかもしれませんが、パソコンのソフトをバージョンアップさせると既存のソフトが動かなくなるとか、そういう不具合が出ることが多々ございます。現在、海田町の財務システムであるとか基幹システムっていうのがいわゆるインターネットエクスプローラーを使った、I Eを使ったW e b システムを使っておることからこれを、無料なので、じゃあ、町職員がバージョンアップしようといったときに、いわゆるフリーズであるとかブルースクリーンであるとか、そういうのが出る、不具合が出る可能性がありますので、これを業者に委託しまして、そういうふうな不具合をサポートしていただくという委託料でございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）町道 255 号線舗装修繕工事、車道部分の舗装理由でございますが、まず北側の部分につきましては、この度新たに隣接した元の公務員官舎跡地の戸建て住宅の方から、大型車両が通行した際に振動が発生するという苦情を受けまして、その箇所を特定し、オーバーレイするものです。併せて、交差点の部分についても振動が発生する可能性があることと、あと、横断歩道の線が消えかかっておりますので、それらを併せて修繕するものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6 番（住吉）道路修繕の方は理解しました。で、インターネットエクスプローラー 8 から 11 にバージョンアップする。確かにバージョンアップしてたまにおかしくなるケースもございますが、そうは言っても本来無料でできるようなものをサポートしてもらって 136 万もかかるというのは、ちょっと理解に苦しみます。もうちょっと安うできるんじゃないかと思いますし、そもそも、一斉にバージョンアップせずに、1 台ずつバージョンアップしていけば、事足りると思うんですよね。別に 11 にバージョンアップしな

くても今のところ業務に支障が出ているとは思いませんし。まず確認、要は1台ずつやっていけば、委託せずともできると思いますが、それをなぜしないのか。もう1点は、8から11に今すぐバージョンアップする必要性は一体何か、この2点をお願いします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず先に8から11にする理由でございますけども、マイクロソフト社が、このI E 8を保守しないと、今後不具合が生じてても責任を持たないという保守切れを通告してきましたので、これは11にあげる必要があるということでさせていただきました。で、あとは、1台1台職員がやっていけばというところでございますけども、最初に答弁したときのように、1台1台アップしましても、動かなくなったとき、何と何の相性が悪くて動かなくなったのかというところ、やはり職員じゃあ分かりません。これまでも、同じシステムを使ってるシステム会社が、順次、他の市町Webシステムを切り替えてきておりまして、そういう不具合事例を貯めてきております。そういうところで、やはり基幹システムでございますから、基本的には土日、職員がいない間に1台1台うちの保守事業者とうちの電算担当職員が立会をしてやっていくつもりなんですけども、月曜日までに、原因が分からなかったことがないようにするために、お金がかかって申し訳ないんですが、業務委託させていただこうと、そういうものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。資料5のね、42ページ、公用車執行残、約180万ですね、ちょっとこれ高いようですが、どういう理由かちょっと詳しく理由を教えてください。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）これは、現在、軽積載車、年数がきたんで、普通輸送車、2トンのトラックに買い換えのための予算でございますが、これは単純に入札をさしていただきまして、その結果、安くなったものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）入札した結果安いんじゃないくて、その前に、その間にね、じゃあ、予算書のつけ方に対してね、こんだけの執行残があったいうてね、何ぼに対して何ぼの執行残か、やっぱり見積りの甘さいうか最初の甘さがちょっとひどいようなんじやが、ちょっとその2点だけお願いします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽） まず見積りの甘さについてでございますが、こちらの方は仕様書、当初予算を組むに当たって、仕様書をお示ししてですね、業者の方から見積りをとったものでございますので、適正に見積りは当初予算の段階でされたものと考えております。当初予算計上さしていただいたものが、780 万 6,000 円で予算計上をさしていただいております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 最後にね、そりゃおたくには関係なかった言われりゃそうじゃが、業者から見積り取ってね、業者から見積り取って、もう七百何ぼで、200 万か 180 万からね、業者を信用しちゃいけんちゅう訳じゃないんですがね、一つの業者じゃなくて、もっと、見積りちゅうのはいろいろあるから、700 万で 200 万も、その見積り取って、業者任せじゃちょっと私はちょっと言い訳が過ぎないか、ちょっと苦しい答弁じゃ思うんですが、そのところを。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） おっしゃられるところの側面はございまして、予算を取るときの見積りと、入札の距離に開きがある業者さんがいらっしゃるのは確かでございます。ですから、蓄積がたくさんありますと、当初予算のときに出た段階で何掛けか、よく言われる 9 掛けにするとか 8 掛けにするとかそういうことで予算をあれしますが、そんなに蓄積のないときですと、やはりそれだけ見積りが出た段階で一定程度切り込んだ予算をとということになります。この不調になったときのがございますので、やはりその場合には参考見積りの方をどうしても参考にせざるを得ないというところがございます。ものによってでございますから、やはりそういうのが多くなったものにつきましては、一定程度の参考見積りと入札書の額が分かりますので、先ほど言ったような形で、見積りの精度を上げていきたいと思いますが、こういった、ある程度特殊なものにつきましては、やはり誤差ができるというところでご理解賜りたいと思います。

○議長（久留島） 多田議員。

○10番（多田） 10 番、多田です。PTAと自治会要望で、何件かは多分解消されると思うんですが、これ全部ということになると大変かなり量があるんでしょうが、代表的なもの、一番金額の大きいものでもいいんですけど、代表的なものを一つ二つ挙げていただければと思うんですが。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村）代表的なもので言いますと、川の土砂を除去してほしいというご要望が以前からございましたので、それらに対応するもの等が一番大きなものになろうかと思えます。それから細々したものといたしましては、やはり舗装の修繕箇所が件数としては多うございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）じゃあ、道路改良とかそういうのは今回なかったということでよろしいですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）道路改良につきましては、要望自体はございましたが、やはり関係権利者の方があるものでございますので、今回の補正予算の方には計上はさせていただいておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）7番、宗像です。先ほどの住吉議員の続きになりますけども、インターネット8がインターネット11に変わったのは最近じゃないんですよ。それが、なぜ今になって通告なんか、4月の段階で何で分かっていなかったのか。まずその説明。で、次に、22ページ、これ説明がなかったんですが、生活保護業務嘱託員報酬72万円も増額されている。この理由は。なぜ今の時期に72万もせんにゃあいけんのか、新しいのを雇われたのか。それとも、単なる今おる嘱託員の報酬が上がったにしてはちょっと金額が大きいような気がする、その辺の説明と、それから次に、防災行政無線のオーバーホールで40万円。これ、急きょオーバーホールしなきゃならんというのは、もっと早い時期に分かるんじゃないだろうか。オーバーホールするんであれば、当然本来であれば、別に年間計画を立てて当初にされるべきものをこの時期に立てなきゃならん理由。それがきちんと説明がなかったのもう一度説明を。同じく、これ、小学校と中学校にあると思うんですが小学校の体育館放送設備、これについても、本来であれば、年間計画中、一年の当初の段階で取り組むべきものであると思うんですよ。これだけの数字をあげてくるとなれば、それを、この時期に挙げなかった理由を、きちんとした説明が必要ではないかと思うです。その説明がなされてないので、その説明。これ中学校の、特に緞帳やなんかっていうのは、この時期に直さなきゃいけないというのは破れたか何か。そういうことがあったんで、替えられるんじゃないかと理解はしますけれども、やはりそれをきちんとした格好で、こういう事実があったんでっていう説明は必要ではな

いかと思うんです。それについて説明をお願いいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず、インターネットエクスプローラーの切り替えの件でございますけれども、議員ご指摘のように、マイクロソフト社が I E 8 の保守切れというのを公表したのは、昨年8月でございます。で、これはもうあの、当初予算に計上すべきだったものだと、今は思っておりますけれども、そのときには、当初予算を計上する時になって、当初予算のいろいろなそういう環境業務委託する中に、私が勝手にもう入っているものというふうに勘違いしておりました、それが、業務を発注したあと業者との質疑の中で、それが中に組み込まれてないということがございましたので、今回、大変恥ずかしいことでございますが計上させていただいたものでございます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）小学校、中学校の予算、補正予算をさせてもらった件でございますが、こちらの方にはですね、来年度予算の要望を各小・中学校から出してもらいました。その時にですね、小学校の放送設備が悪いということが分かりました。小学校の放送設備が悪いということで、年度末に卒業式を控えているということで今回補正予算をあげさせてもらいました。また、緞帳につきましては、今年になってから緞帳が突如悪くなったということで、今、応急処置をしてワイヤーで固定したまま上げ下げできない状態で、緞帳の取り替えが必要ということで、これにつきましても、卒業式までに間に合わせたいということで今回補正予算にあげさせてもらっているものでございます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）生活保護業務嘱託員の報酬でございますけれども、生活保護業務職員の時間外手当分でございます。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽）はい、水防費の防災行政無線修繕事業でございますが、これにつきましては、J－A L E R T の消耗品の交換になります。これにつきましては、5年間を、機器を設置して5年間経ちましたが、最近になって国の方からですね、その消耗品については5年で交換しなさいというものがきたために、今回、補正を組まさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）今いろんな説明を受けるんですが、本来は、今の緞帳にしても、放送機器

にしても、もう去年の3月の段階でおかしいのは分かってたわけでしょ。それならそれで、今になって急におかしくなったんですっていう説明じゃなかったような気がする、いろいろ要望を聞いたところって。それならそういう説明をきちんとしてほしいのと、今の、アラートの問題にしても、じゃあ今日換えなきゃいけないんですか。新年度予算で換えたらまずいんですか。よく僕、最近、ちょこちょこ言うんですけども、途中で何かあったらすぐ換えようとする。本来であれば予算というのは当初予算を組んで、よほど緊急性があるもの。申し訳ありません失敗しましたというのであれば別ですけど。本来なら、当初予算で組むべきものを途中でどんどんどんどん挙げてくるというのは、県支出かなんかで止むを得ず挙げてくるとか、新たな事業をどうしてもしなきゃならんというのなら別ですが、そうでなかったら当初予算で対応すべきだと思うんですが、それについて、全体的なことについて、まあ、これ、個々の担当課が答えるのは難しいと思いますんで、誰か。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今各課に求めておりますが、まず必要が生じたときには、必ずその財政の方へ申し出てくれと。不都合が発生したらとかというようなところで、その次の段階での、予算をどこでつけるかという、今おっしゃるとおりでございますが、全てはやはり原則当初というふうに考えておりません。緊急度合とか、そういうようなところでいうところで、先ほどのような卒業式とか、そういうところへ間に合わせるとか、そういうような場合には、当然補正ですし、その前、もっと言えば流用だとか予備費というようなところも考えていかなければいけないということで、今、各課に一番言っているのは不都合が起こったら、その時点で必ず言ってくれと。で、それをどう予算化していくというところは、そこからの協議だというふうに思っておりますが、今のちょっと総務課の業務委託の流れというのはこれ非常にお粗末ですが、残りの、やはりその不都合があったときに今、自ら我慢しようということではなかなか言ってこられてないところには、もっと不都合が発生した都度、やはり報告をしてもらって、その緊急性とかそういうところを相談した上でいきたいと思っております。やはり、その、そのところはいつ発生していつまでにしなければいけないというところを判断した上で、当初予算にするかどうかというところもありますが、逆に、当初予算というのがあまり強めに出てしまっているがために、年度途中で要望が出ずに、当初予算の調査時期に出てしまうというところもありますので、今、財政を預かる身といたしましては、不都合が生じた段階

でそれぞれの担当課から財政課の方へ声を上げていただきたいというふうに申し上げているところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）おっしゃることは分かります。それを否定してるんじゃないんです。それならそういう説明が、こうやって聞かなければ答えてもらえない説明ではなくて、こうすることで緊急性がありますんでということを、一言説明をすべきではないんですかっていうのを、僕は申し上げてるんで、その辺をご理解願いたい。

○議長（久留島）他に質疑ございますか。前田議員。

○14番（前田）ページを追うていいますが、14番、前田ですが、まずね、14ページ、なんか訳分からんけども選挙システムの改修と、今まであったものじゃろうが、なぜ今頃になって慌ててやらんにゃあいけんようになったかというのが一つ、145万ぐらいかかるとる訳じゃが、どういうふうなことをするために、それだけのものがあるのか、多分ものは今まであったんだろう、こういうふうにする訳だが。次に18ページ、ここだけがなぜか人件費が膨大に増えとるが、どういう理由によるのかというのと、次は34ページ、先ほどもちょっと出とりましたが、何か振動するのでオーバーレイと、こういうことですが交差点が振動がひどいとかなんとかいうような説明ですがね、以前にも西中の前からいわゆる南道路まで振動がするというんで1メートルぐらいね、掘り起こしてセメントかなんかで固めて舗装をやり換えたということがあるんですが、今回はですね、わずか3センチのものをやるというんでそれでは止まらないと思うんと、面積当たりにして非常に単価が高くなっておる、ね。だから、ここでは、どういうんか、単位当たりでは高すぎるんじゃないかということとオーバーレイで特に交差点、これね、大型車が多い言われるとおりでと思うんですが、止まるんかというところを聞いてみたいね。これやっても意味ないんじゃないかと。だからもうちっと深うほじくって、抜本的にやらんと金かけただけで意味がない。というふうに感じるのが一つと、最後はね、40ページ、これも先ほど来、いろいろ出とるがね、こういう河川浚渫なんていうのは前から分かって今慌ててやらにゃならんかったと、あるいは梅雨時期ならね、においが出るとかいいろいろあるが新年度予算でもいいんじゃないかというふうにも考えますし、これだけはなぜか場所の説明もないんじゃないの、ただ水路の浚渫かなんかで、ぽんと上げてきとるだけ、250万か。ちょっとこの辺が誠意がないんじゃないか、その辺なぜ場所とかそういうのも説明できんのかというのと、今頃なのかということ、以上です。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）選挙管理委員会運営事業の当日投票システムの改修でございますけども、現在当日の投票所にはパソコンが2台あって受け付けをしておりますが、その2台は、リンクをしていない、繋がっておりません。1台がメイン機で、メイン機が壊れた場合、メイン機からデータを抜いてサブ機器に移してサブ機を立ち上げて投票事務を再開するというような構成になっておりますけども、今回、県議会選挙、それから町長選挙を経まして、もしたぐさんのお客さんがいるときにパソコンがフリーズ等をしてしまった場合には、お客さんを待たせることになるので、やはりこれは2台リンクさせて、一台が止まったら、じゃあこちらの方に行ってくださいと、すぐに流すように改造した方が効率がいいのではないかと、そういうことで今回、改修の予算をあげさせていただきました。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）18ページの社会福祉職員給与事業費が増えた理由でございますが、年度途中で体調を壊した職員に対して、主治医の助言もありまして、その職員が対応できる職場へ人事異動をかけたために、こういった給与費の移動を生じたものでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）34ページの町道255号線舗装修繕工事でございますが、今回振動が発生している箇所が、一部分小範囲といたしますか、限られた範囲で舗装が下がったものでございます。全体的に波打つような状態であれば、議員ご指摘のとおり、路盤から修正が必要かと思いますが、今回の状況からして不陸、波を打つと言いますか、下がってるところだけの平坦性を確保すれば振動騒音の解消につながるという判断をして、このような工事の発注を考えております。また、単価が高いというお話でございますが、こちらにつきましては、自治会、PTA要望等で、小さな修繕工事等を合わせて予算計上させていただいておりますので、900万という予算の中で、町道255号線の舗装修繕工事とPTA、自治会要望の小さな修繕工事が集まった金額の合計というふうにお考えいただければと思います。続きまして、40ページの方ですけれども、町内水路修繕工事、町内水路浚渫工事、町内河川修繕工事の箇所が分からないということでございますが、これらにつきましても、箇所自体が小さく箇所数が多いためですね、今回は個別具体的な場所は示すことなく、このような形で予算の方を要求させていただいたものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほどのね、まず道路のオーバーレイ、ここにも図示しておるようにね、わずか3センチ、で、言いましたようにちょっと、道路が、陥没という言い方はおかしいが下がとる。分かりやすく言うと、路盤が弱いから下がる訳なんでね、そこをただ、でこぼこだけ直したらね、それで全部止まるのかいうたらね、また、修繕の上の修繕、何が言いたいか言うと、無駄な上の無駄を何回も繰り返すのじゃないかということをお願いしたい訳ね。だから多少金がかかるならかかってもいいよ。さっきも言うたようにね、1メートルぐらいポーンと掘り返してね、セメントなんか混ぜてそういう抜本的策を取らんやあ駄目なんじゃないか、ということが言いたい訳で、何か知らんが、ちょろちょろとそこへっこんだとこだけね、何か臭い物に蓋じゃないけども、完全な応急処置なんだよ。で、あちこちあるんで総額は上がとるんだよという説明なんじゃけどね、そういうこましいことは言おうとは思わんが、特にこういう交差点なんちゅうのは、ご存じのように大型車がカーブ切る、ね。今ごろのどういうて言えばええんか、10輪とか20輪、要するに車軸が違うた車だと横滑りするいう、意味が分かるかどうか知らんけども、ね。普通に車が回転しながらカーブ切らない。どうしても後ろからつくタイヤの方が、横滑りの、京都の祇園山笠じゃないが、だから、3センチぐらいのものはすぐ、はぐれてしまう。何回も同じこというけども、こんなことでは駄目なんじゃないということが言いたい訳ですよ。だからちゃんと、もうちょっとしっかりやるべきじゃないか、同じ予算かかっても、ね。3か月やそこら待てば新年度に入る。抜本的にやれと言いたい、無駄な銭を使うなということをお願い。そこらの考えはどうなの。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）おっしゃられるとおり、修繕をまた修繕を重ねることがないように、その状況、現場の状況、原因等を観察し、分析した上で、そうは言っても、過剰の修繕というのもできませんので、その現場、現場に応じた適切な修繕の方法を今後も検討して実施して参りたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）歳入の方で2ページなんですけども、多分これ、国庫支出金と県支出金なんですけど、保育所運営費負担金ですかね、あれが減額になってその下の子どものための教育・保育給付金と同じぐらいだけ増額になっておるんです。あれ、法律が変わったのか、なぜこういうふうなどういいうんか、相殺いいうかになっとるのか、ちょっとお願いし

ます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）こちらにつきましては、平成 27 年 4 月から施行されております子ども子育て新制度に伴いました子どものための教育保育給付費の創設に伴うものでございます。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「討論があります」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○9 番（岡田）9 番、岡田です。56 号議案、平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）に反対をいたします。反対の理由は、補正をする予算 6,783 万 3,700 円のうち、52 万 4,000 円がマイナンバー関連の事業費となっておりますので、議案第 53 号、54 号、55 号議案もマイナンバー制度に移行するためのものですから反対をいたします。反対の理由は、先ほど 54 号議案と同じなので省略をいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 56 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 56 号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 6、第 57 号議案、平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 57 号議案、平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。この補正予算につきましては、職員給与費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、第 57 号議案、平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。内容につきましては、職員の諸手当に不足が生じるため職員給与費事業を増額するもので、財源については、前年度繰越金を充てております。続きまして、第 57 号議案をお願いします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 125 万 7,000 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を 13 億 2,164 万 5,000 円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。住吉議員。

○6 番（住吉）6 番議員、住吉です。素朴な疑問です。今、諸手当が不足するという説明がなされましたが、なぜ不足するのか。なぜこの時期にそれが出てくるのか、説明願います。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、この時期にということですが、時間外手当の不足、こちらの方と、職員が途中で引っ越しました住居手当、その増額でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより 57 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 57 号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 58 号議、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 58 号議案、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）。この補正予算につきましては、保険給付費の増額の予算措置を行うものでございます。

内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本） それでは、第 58 号議案、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料 10 の平成 27 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。それでは、3 ページ、4 ページをお願いいたします。保険給付費の、高額療養諸費の一般被保険者高額療養費につきましては、一般被保険者に係る高額医療の給付が当初見込みを上回るため、1,600 万円を増額するものでございます。続きまして、歳入を説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を 1,600 万円増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 58 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算総額に 1,600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 34 億 2,064 万 5,000 円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○9 番（岡田） これ、何人分ぐらいなのでしょう。

○議長（久留島） 住民課長。

○住民課長（吉本） 件数については、正確に出せないところですが、月平均で、当初見込みで約 1,600 万円を見込んでいたものが、月平均約 130 万オーバーして年額トータルで約 1,600 万円の不足の見込みを生じているところでございます。

○議長（久留島） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 58 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 58 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。よって、第 58 号議案は、原案のとおりこれを決し

ます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島） 日程第8、第59号議案、平成27年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第59号議案、平成27年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）。この補正予算につきましては、施設介護サービス給付費の増額などの予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤） それでは、第59号議案、平成27年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料11の平成27年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたしますが、人件費につきましては、職員諸手当に不足が生じるため、職員給与費を増額するもので、資料での個別の説明につきましては省略をさせていただきます。それでは、資料の歳出、5ページ、6ページをお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス給付費1,500万円の減額は、見込み額が当初予算を下回ったため、減額をするものでございます。次の、施設介護サービス給付費2,000万円の増額から、飛びまして11、12ページになりますが、特定入所者介護サービス費120万円の増額までにつきましては、いずれも給付費の見込み額が当初予算を上回ったため、それぞれ増額するものでございます。続いて13、14ページをお願いいたします。地域支援事業費の介護予防事業費の介護予防二次予防対象者施策事業費の委託料75万6,000円の減額は、契約の執行残でございます。続いて、17、18ページをお願いします。諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金2,474万4,000円の増額は、平成26年度の国県支出金の精算確定に伴いまして、超過交付分を返還するもので、平成26年度からの繰越金を充てるものでございます。次に、1ページ、2ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。支払基金交付金の介護給付費交付金355万6,000円の増額から、3ページ、4ページの地域支援事業費繰入金2万円の増額までについては、保険給付費及び地域支援事業費の増減に伴う法定負担分の増減でございます。続きまして、議案をご説明いたします。第59号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,678万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億994万8,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につつま

しては、既定の歳入歳出予算の総額に 38 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,514 万 9,000 円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 59 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 59 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 9、第 60 号議案、平成 27 年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 60 号議案、平成 27 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）。この補正予算につきましては、人件費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、第 60 号議案、平成 27 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。内容につきましては、職員手当に不足が生じるため、水道事業費用を増額するものです。続きまして、第 60 号議案をお願いいたします。第 2 条でございますが、予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額の水道事業費用を 110 万 4,000 円増額し、3 億 9,892 万 2,000 円とするものでございます。次に、第 3 条でございますが、予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を 110 万 4,000 円増額し、4,919 万 7,000 円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。宗像議員。

○7番（宗像）ほかのところで聞いたかったんですが、ここでは特に目立ったんで聞かさせていただきますが、時間外手当が増えたことによると書いてありますが、説明の中に、全体的に多分今回の説明の中に、人件費がアップの中に時間外手当が増えておるということが相当出てきておるんじゃないかと思いますが、それは人員の配置また人員の採用の問題に大きな問題があるんじゃないかと思えるのか、それとも、仕事が当初より増えているのか、その辺については、どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）両方の要因があるというふうに思っております。昨今、民間の景気もいいのかちょっと分かりませんが、応募状況もなかなか芳しくなく、予定人員の採用が見込まれない若しくは当初予算を組んだ後においていうか、採用試験が済んだ後においての退職者が出ると、そういうことから、退職者見合いに応じる募集も、採用ができていないという状況で、臨時職員を充ててきておりますが、やはり臨時職員で対応できない部分で、正職員にしわ寄せがきているというのが一つの要因にあると思います。それから、やはり年度途中でいろいろ制度改正その他があつたり、緊急工事があつたりということで、そういった、当初見込んだ仕事量以上の仕事が出て、なおかつその処理日数に制限があるということで、時間外、特に土日にも作業させる必要が出てくるというようなところも出て参りまして、予算それから職員の健康上、時間外について極力短縮すべく努力しておりますが、やはり、当初予算見込みよりも増えてきていると、そういうことになっております。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第60号議案について採決を行います。お諮りいたします。第60号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおりこれを決めます。この際暫時休憩いたします。再開は2時55分です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時 3 9 分 休憩

午後 2 時 5 5 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第 10、発議第 13 号、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田です。発議 13 号、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を廃止する条例案。海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例、平成 25 年海田町条例第 18 号は廃止する。提案理由でございますが、庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票を実施する必要性がなくなったことから、本条例を廃止するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。西山議員。

○12 番（西山）この発議第 13 号、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を廃止する条例の制定についてでございますが、この発議におきましては、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会で審議するのがふさわしいと思い、提案者の 1 人にそうされませんかと言いましたら、いや、もう 9 名の提出者がいるのでしませんとおっしゃいましたので、改めて質疑をさせていただきます。まず最初に、この住民投票条例につきましては、庁舎建設特別委員会を平成 19 年に設置し、いろいろ審議を尽くして参りました。その結果、庁舎建設場所を駅南口と県海田庁舎の 2 か所のうち、どちらかにするということについて、結論が出ませんでした。その状況を打破するために、議会は、平成 25 年 12 月定例会において、議員提案により、庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を提出し、全会一致で可決しました。この条例は、海田市駅南口と広島県海田庁舎跡地のいずれかが、庁舎建設場所としてふさわしいか、議会ではなく町民の皆様に選択をしていただくため、住民投票を実施するものでございます。で、ここでまず提案者に質疑をいたします。住民投票の重みをどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）先の町長選においても何回も、それから先日来の質問においてもありますように、十分住民の意思は反映されておる、私どももそのように認識して、改めて住

民投票を行う必要はないということで提案をさせていただいております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）私は、住民投票条例の重みをどのように考えていらっしゃるかということでございます。次に、今、町長選挙で、庁舎建設場所を公約に掲げられた町長が誕生したことにより、住民投票条例がいらぬ。申し訳ございませんけれども、平成19年に庁舎建設特別委員会を設置してから、平成27年9月10日に辞職されて町長選挙に立候補されるまでは、住民投票条例は重要と言った町長でございます。この住民投票条例の重みをご存じの町長が、庁舎は合同庁舎にするということに対してのお考えについて、提案者はどのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）提案者の1人でありますから私も答弁をさせていただきます。もし、不足あるいは補足があれば提案者の前田さんの方に言っていただきたいと思います。重みの問題についてでございますが、住民の皆さん方に選択をしてもらうというのも一つの方法でしょう。しかし、よくよく考えていただければ、平成19年に今の庁舎問題を解決するために特別委員会をつくった訳で、住民投票が主体じゃない訳ですね。問題を解決するために住民投票をやって解決をしよう。ですから、目的は、場所の問題を早く決着をしよう。今、西田町長が誕生して、あれだけの公約で出られた訳ですから、これ以上町民の皆様方に選択をしてもらう、こういうことは、もう町民から見てですね、もし実施をするとすれば、クレームがついたり、不満が一杯出たり、こういう状況になるから、まず一旦ゼロに戻して、もしまた必要であれば、また住民投票条例を制定をするというように、こういう運びにした方が。今、執行部側は、その問題を解決する、その立場におられる訳ですから、我々議員提案で住民投票を提案して可決した訳ですが、議員の側で撤回をする。ということで住民投票の重みと言いますけれども、これはそれぞれ考えも違いますし、意見も分かれるところだと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）私が最初に述べました、この、発議13号は、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会で審議をしたかどうかという案を出しましたけれども、それはかないませんでした。で、実は平成19年に庁舎建設委員会を設置してから、平成25年、この住民投票条例を発議で出したときまでに、通算34回にわたる庁舎建設特別委員会を開催し、慎重審議を重ね、役場庁舎移転について審議をして参りました。

た。そういたしますと、せっかくある特別委員会を私は軽視したことになると考えております。まず、発議を出される前に庁舎特別委員会で、議長を除く全議員で構成しております。特別委員会で審議を重ねて、その結果やはり、私は、文言云々と言っていないんです。ここに至るまで正しい手順を取るべきであったと、特別委員会を開催し、じゃあこの住民投票条例を議会で勝手に、住民に庁舎の場所を決めていただきましょうと言っておきながら、新町長が、庁舎建設は合同庁舎跡地だと、それで民意が反映されているから、もうこの条例はいらないというのは、私は意に反していると思っています。その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）12月議会を準備する議会運営委員会、このときに何名かの議員で提案をいたしました。議長、副議長もおられますし、また、ほかの議員もおられました。そこで、今回の12月定例会で上程するということが決まっておりますので、そのときに意見を出して、特別委員会に付託をするとか、あるいは審議をするとか、そういうルールを運ぶ、このことを抜かしておいて、今になってそのことを言うこと自体が、議会運営上大きな障害が残るというように思います。西山議員が言われる、特別委員会に付託することが常識だと言われるが、私はあなたの常識は非常識じゃと、このように考えます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようですのでこれから討論を行います。まず反対討論を許します。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。発議第13号、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を廃止する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。先ほどの質疑の答弁の中で、議運で本来言うべきであったという発言もありました。副議長として、本来であるならば、議運で発言は許されるものでございますが、最近、副議長はサブであって、発言の許可はいただけないのです。ですので、今日に至ってしました。ただいま、質疑を重ねて参りました。今回の提案理由は、庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票を中止するため、条例を廃止するものとあります。先ほども述べましたが、なぜ住民投票条例を議員発議で制定したかということでございます。海田町におきまして、議会におきまして、平成19年に庁舎建設特別委員会を立ち上げました。しかし、数年経っても場所が設定できないため、この状況を打破するため

に、議会は、平成 25 年 12 月定例会において議員提案により、庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を提出し、全会一致で可決いたしました。この条例は、海田市駅南口と、広島県海田庁舎跡地のいずれが庁舎建設場所としてふさわしいか、町民の皆様を選択していただくため、住民投票を実施するために条例を制定したものでございます。先ほど質疑で、この住民投票条例の重みを質疑いたしましたが、何ら明確な答えは出て参りませんでした。また、この特別委員会を設置し、住民投票条例を実施するための発議を提出するまで、通算 34 回にもわたる特別委員会を開催し、慎重審議を重ね、この住民投票条例の発議を提出したものであります。それであるのであれば、今回、廃止に当たりましては、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会において、議長を除く議員全員で構成する特別委員会で審議を重ね、その審議を重ねた結果の、今回の発議であるべきであると判断し、反対をいたします。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。佐中議員。

○15 番（佐中）発議第 13 号、海田町庁舎移転場所について町民の意思を問う住民投票条例を廃止する条例の制定についての議案に賛成討論を行います。海田町議会は、平成 19 年から今日まで、通算約 40 回の庁舎建設特別委員会を開催し、慎重審議を重ねて、役場庁舎移転建設等について調査研究を行ってきたところでございます。平成 25 年 8 月 2 日の庁舎建設特別委員会では、住民投票で早期に決着を求めることについては、委員会では、全会一致の意思を確認し、平成 25 年 12 月 4 日に全会一致で可決いたしました。海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例は当初、住民投票日の期限は、平成 26 年 6 月 10 日まででした。ところが次のように改正しております。平成 26 年 3 月 18 日に開かれた本会議では、住民投票を 6 月 10 日までを、27 年 3 月 31 日までと延期をしております。平成 26 年 12 月 5 日には、平成 28 年 3 月 31 日まで延ばす提案を、平成 27 年 9 月 30 日までと、約 6 か月短期の修正として議会で可決しました。平成 27 年 9 月 9 日の議会では、条例改正した規則で、住民投票を町長が定めた日と提案をされたけれども、これは否決をいたしました。平成 27 年 9 月の 17 日には、住民投票を平成 28 年 3 月 31 日までとして、採決の結果、議長が可として可決しております。いずれも前町長は、住民投票には消極的で、のらりくらりで時間が経過いたしました。数えてみますと、平成 25 年 12 月から議題となった住民投票条例に関する議案は 5 回を数えております。しかし、先の町長選挙で西田町長が当選されました。全面的に広島県の海田庁舎跡地ということで第一の公約に掲げられ、当選されました。先ほどの答弁の中に、

一丁目1番地という答弁がさかんに返ってきました。しかし、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例がある限り、投票を実施しなければなりません。この上に住民投票を実施するとしたら、批判やブーイングが予想されます。また予算化している約810万円の住民投票に係る費用を町民の暮らしを応援する費用に組み替える必要があります。更に、これ以上海田町の状況を長引かせることは、町の計画を変更させたり、遅らせたり町政の混乱を招いたり、ひいては、住民福祉の向上に逆行することになります。また、町政の停滞や、信頼の失墜にもつながるものでございます。したがって、諸条件を鑑み、議員提案で提案した、庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を一旦廃止し、ゼロに戻すことが必要であると考えて賛成討論をいたします。先ほど西山議員は、議会運営委員会で発言ができないという発言をされましたが、傍聴者は委員会の許可がいります。委員長の許可ではございません。しかも、発言をする場合は、委員会が始まる前に委員長に届け出る。このことによって委員長は委員会に諮って発言を許可するかどうかを決める訳であります。何も手続きをせず、いきなり発言というのは、委員会の条例を無視し、規則にも規約にも違反する訳でございます。議長が、議会が開会する前に、報道陣に対するテレビやカメラの撮影を許可している。それは、このために言っているんでしょう。一番最初にそのことを皆さんに諮って許可をする。審議途中で手を挙げて傍聴者が発言をする場合は、何回も委員会をストップして委員会に諮らなければなりません、そうすると会議にならなくなると思います。ですから最初に発言をする傍聴者は委員長に届け出て、委員長は委員会に諮って決めていく。このことの手続きを全くしないで、発言できなかったというのは、正に規則違反であり、条例違反であり、また、副議長としての品位が問われるものだと思います。ぜひ、今回のこういう問題を多くの議員の皆様方の賛成をいただいて、条例をゼロに戻して、正常な議会運営、そして町民の皆様方が納得できるようなそういう行政を進めていくために、廃止条例に賛成するものでございます。以上でございます。

○議長（久留島）ほかに討論はございませんか。下岡議員。

○5番（下岡）5番議員下岡です。賛成の立場から討論いたします。庁舎移転先につきましてはですね、庁舎特別委員会において協議して参りまして、平成23年12月定例会において、議会は、県海田庁舎跡地を庁舎移転先とする決議をいたしました。したがって、議会の意思は県海田庁舎跡地でございます。そして、この度の町長選挙において、西田町長は、庁舎移転先を同じく県海田庁舎として当選されました。両方とも執行権を持つ町

長も、議決権を持つ議会も同じ県海田庁舎とした訳でございます。この住民投票をする目的というのは、執行権を持つ町長と議決権を持つ議会の意思が異なるから、住民に直接問うて場所を決めようという目的で住民投票条例を制定した訳であります。意思が同じである以上、もはや住民投票をする意味はない。もし仮に住民投票をしてその結果が違ふことになれば、町長は当然、執行権として、県海田庁舎、議会も県海田庁舎として予算等を進めていくということになりますので、住民投票をするということ自体ですね、時間と経費の無駄ということになりますので、住民投票条例はもはや不要ということになりますので、賛成といたします。

○議長（久留島）ほかに討論はございませんか。宮坂議員。

○11番（宮坂）11番、宮坂です。海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例を廃止する条例の制定について、あえて賛成の立場から討論をさせていただきます。賛成理由をよくお聞きください。住民投票条例は、駅南口か、合同庁舎跡地とする二者択一のものです。言い換えれば、もしこれが実施され、場所が決まれば、その場所を町も議会も、先ほどの討論でありましたように、尊重となっておりますけれども、これはある意味束縛されることになります。町長は合同庁舎跡地を役場庁舎にと主張され、当選されましたが、県との交渉はこれからで、合同庁舎跡地を県から譲り受けることを確約されていない状況です。そして町長は、合同庁舎跡地を主張されておりましたが、それだけを主張されて当選された訳ではありません。いわゆるワンウィッシュ、郵政民営化のときの小泉改革の選挙では、そこだけの目的でしたが、町長はほかにも多くの公約を掲げられております。町長を町民が選んだのは、合同庁舎跡地に持っていくためだけに選んだのではない。大いにこれは自覚してもらいたい。例えば、公民館においてもどこに建て替えるのか、これは一般質問でもさせてもらいましたが、まだはっきりしておりません。別の場所に建て替えるにしても、では、現地の跡地利用をどうするのか、これもはっきりした答えは出ておりません。もしかすると公民館の跡地が今後役場の移転候補になるかもしれません。かといって、役場の行先を合同庁舎に多くの町民が望んでいるのも、これは事実であります。私は、いたずらに町政を混乱に招くつもりは毛頭ありませんが、今回の条例の制定により、役場の移転先がより柔軟になるため、私はこの条例の制定に賛成するものであります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。発議第 13 号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第 13 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 11、発議第 14 号、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性についての意見書案を議題といたします。提出者より、提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○9 番（岡田）9 番岡田です。発議第 14 号、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性についての意見書を提案いたします。読み上げて提案理由といたします。広島県は、平成 27 年 6 月 15 日に府中町と海田町それぞれ約 2 キロの区間の見直しの方向性について提案をし、町、議会、住民に対し説明会を開催いたしました。これを受けて当議会では、平成 27 年 6 月 16 日開催の庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会において山陽本線部分の高架を東に 300 メートル延伸するよう全会一致で可決し、要請しました。しかし、このことによって、高架事業が更に延期されることは許されない。よって、次の事項について切に要望する。1、広島市東部地区連続立体交差事業を一日も早く完成させるために、山陽本線を更に 300 メートル延伸することを撤回し、南北一体のまちづくりをより推進するために、大正矢野線の都市計画道を約 4 メートルから 8 メートル程度に拡幅するように検討すること。2、新町踏切又は大正通第 1、第 2 踏切のいずれかについて、消防自動車のはしご車が安心して往来できるよう、高さ 3.8 メートル程度を確保することを検討すること。以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。どうか皆さん方賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○7 番（宗像）7 番宗像です。提出者の方に質問をさせていただきます。まず提出先をどこどこどこにされるのか。それについて、質問します。続いて、これに絡むことですけれども、300 メートル延伸することについては執行部に対して制限をかけたように、特別委員会でやったように記憶しております。それならば、この提出先が執行部である

なら納得できますけれども、広島県知事とか何とかまで持っていかれるのであればちょっと考えなければならない部分があるんできちんとした説明を求めます。次に、1 か月くらい前だったと思うんですが、執行部の方から情報提供ということで、大正矢野線について、今、県の方は、幅員とかはつきり覚えていませんがまず、国道2号までについては、12メートル以上を確保していく予定で頑張っておると、それから国道2号からイオンのところまでは、確か8メートル以上の道路を確保するような形で、話が進んでいるという話ができておる。そうした中であえてこれを出された理由を、明確な説明をお願いしたい。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私も提出者の一人ですから、お答えをさせていただきます。提出先は、まず、県知事、JR、それから町長。それから、関係機関ということで、当初の意見書の案にはそれは載せておりましたけれども、ここにはまあ出ておりませんが、そのことを明確にしておきます。それから、執行部だけですが、これは前回決めたことは、町長宛に決めました。ところが、町長宛は、県知事の方にもその要望が行っております。そういう面で、9月の4日でしたかね、本会議で否決をされました。また、その後、9月7日ですね、7日の本会議で否決をされて、9月の16日にも特別委員会で、このことが否決をされております。議会として一旦意思表示を県知事や、あるいは町長にそのことが伝わっている。どこかで撤回をしなければ、ずうっとそのことが生きてくる訳でございます。ですから、今議会で、いろいろ見直しの発表があって、約半年ですが、半年以内で解決するのが一番ふさわしいだろうと、このように思って、9月と12月、こういうことから、提案をしておりますから、また町の情報提供でございますけれども、12メートルから8メートルというのがありますが、JR高架事業のそういう見直しによって、中店小学校線は、2号線で切れる訳ですよ。そうすると、海田駅までのアクセス、道路については、今のところ非常に不十分です。これを、呉線沿いの、仮線路の後に、道路幅を4メートルから8メートル、町が示した、それ以外のところがそう言われておるんですから、ひょうたんのように、瀬野川の上流で狭くなつては、今後の道路のアクセスの問題で、まちづくりに大きく影響する。このように考えます。よって、JRの仮線部分の、瀬野川上流については4メートル程度というのがありましたけれども、それを8メートル、もっと歩道もとったら、11メートル12メートル、伸ばしてほしいという、そういう気持ちはありますが、最低でも8メートル程度広げてほし

い。こういう当然の町民の声としても、要求がここに盛り込まれておるので、ご理解いただきますようにお願いします。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。兼山委員。

○4番（兼山）4番、兼山です。提出者に端的に質疑します。今の宗像議員と関連、重なるということになりますが、意見書をですね、県や関係機関に提出する狙いをお聞かせください。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）狙いといったら、町民の要求です。まちづくりの基本になる道路を本来であれば、線路を上げるというのが基本でした。ところが見直しによって、早く言えば海田の駅の方にも300メートル、あと、勾配が400メートル、高さも制限を付けられてですね、3メートル20しかない。これでは、不十分なまちづくりになってしまう。それでもあえて議会としては、やらなかったのをやると言って知事が言いましたから、涙をのんで、こういう提案が示されたのを300メートルを本当は延ばしておる、実際は500メートル延ばしてほしいんですが、そのことによって、ますます長引いてしまつては町民サービスにもものすごく影響するし、まちづくりにも影響する。そういう面で最低の条件である、3メートル20を3メートル80、消防自動車は3メートル50のはしご車でございましたけれどもそれがある。それから、中店小学校線が2号線、国道2号で切られてしまいますから、アクセスは呉線沿いになると。合同庁舎がそこにあつてですね、そこに役場が出れば、駅へ通じるアクセスは4メートルではね、あの瀬野川の上流4メートルで、あとは12メートル程度、これではまちづくりに大きく影響する。議会としては、ちゃんとその幅を維持して駅まで行く、こういう提案でございますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）大変お気持ちはよく分かるんですが、前回の300メートル延伸の要望については、これは海田町に出したもので、それは広島県に伝わってるかとは思いますが、ただ、広島県に正式に出したものではありませんよね。それに加えて今回300メートル延伸を撤回するっていうのを県にわざわざ出すと、ややこしいことになるんじゃないかと私は思います。今回も、海田町に出すんなら、私賛成しようと思ったんですが、県とかまあほかの関係機関に出すんだったらちょっと問題があるかなと思いますがその点についてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）前回、町長宛に出したんですよね。今回そういうご要望があればですね、町長宛に出して、町長があとは判断をしてもらうということも考えてもいいと思いますので、そのようにご判断をいただきたいというように思います。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようですので。まず反対討論を許します。兼山議員。

○4番（兼山）4番、兼山です。発議の第14号には反対討論いたします。6月16日に特別委員会が出された300メートル延伸要望は、町長や町執行部に対してであるので、ここで改めて、新たに議会として、県や関係機関に対し、この意見書を提出することそのものの行為がかえって事業の延期につながるのではと懸念いたします。意見書の提出に対しまして、発議第14号には反対いたします。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）続いて賛成討論はございますか。宗像議員。

○7番（宗像）賛成討論をさせていただきます。先ほど、反対討論がございましたけれども、今回、最後の質問におきまして町長宛に、この決議案を送るということをおっしゃられましたので、前回の決議を送ったことに対して、その決議を送ったとこに改めて送り直すということなので、賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。発議第14号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第14号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第12、発議第15号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますの

で、質疑、討論を省略いたします。これより発議第 15 号について採決を行います。お諮りいたします。発議第 15 号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、発議第 15 号は原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決いたしました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関へ送付いたします。以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。したがって、会議規則第 6 条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決しました。以上で、平成 27 年第 7 回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 3 時 4 4 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員